

第2章では、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組について記述します。はじめに、生物多様性の現状として、世界及び我が国における絶滅危惧種の状況、愛知目標の達成状況について紹介し、新たな課題として生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進に向けた取組や抜本的な鳥獣管理の推進について記述します。続いて、生物多様性国家戦略の5つの基本戦略に沿って、それぞれに関連する取組を報告します。また、東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組について記述します。

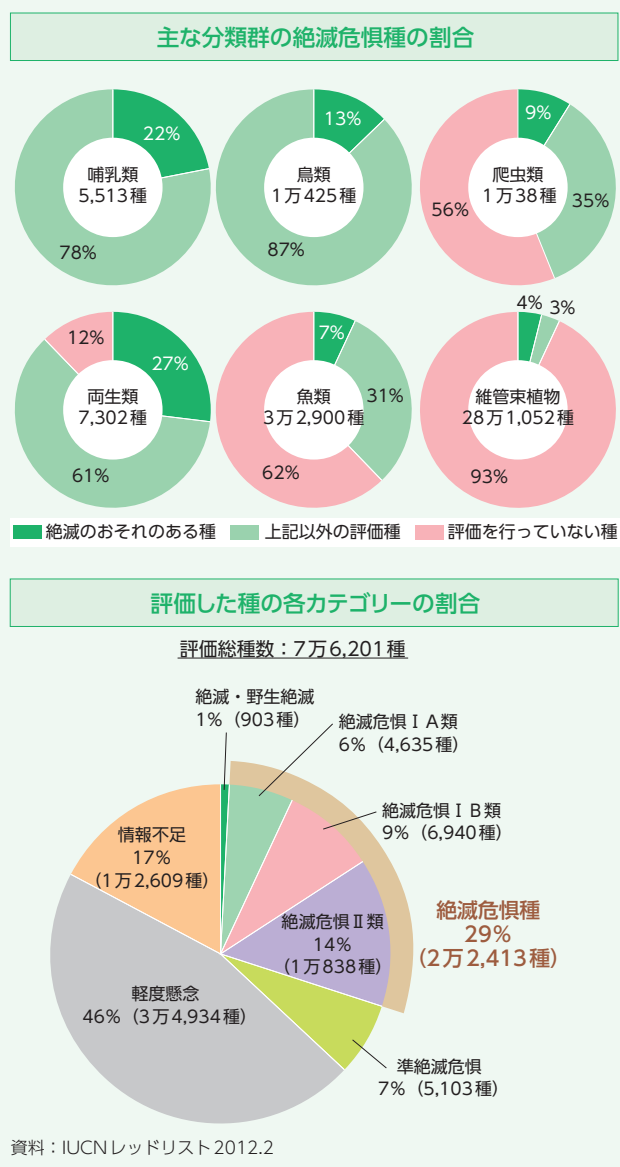
第1節 生物多様性の現状

1 世界における現状

(1) 世界の絶滅危惧種

世界の野生生物の絶滅のおそれの現状を把握するため、国際自然保護連合（以下「IUCN」という。）では、個々の種の絶滅のおそれの度合いを評価して、絶滅のおそれのある種（以下「絶滅危惧種」という。）を選定し、それらの種のリストを「レッドリスト」として公表しています。平成26年6月に公表されたIUCNのレッドリストでは、既知の約175万種のうち、7万6,201種について評価されており、そのうちの約3割が絶滅危惧種として選定されています。哺乳類、鳥類、両生類については、既知の種のほぼ全てが評価されており、哺乳類の2割、鳥類の1割、両生類の3割が絶滅危惧種に選定されています。また、既に絶滅したと判断された種は、903種（動物767種、植物136種）となっています（図2-1-1）。国連で平成13年～平成17年に実施されたミレニアム生態系評価では化石から当時の絶滅のスピードを計算しており、100年間で100万種あたり10～100種が絶滅していたとしています。過去100年間で記録のある哺乳類、鳥類、両生類で絶滅したと評価されたのは1万種あたりおよそ100種であり、これは、記録のないまま絶滅した種を含むと、これまでの地球史の1,000倍以上の絶滅のスピードになると言われています。

図2-1-1 国際自然保護連合（IUCN）による絶滅危惧種の評価状況



(2) COP12における愛知目標の中間評価

2014年（平成26年）10月に韓国・ピョンチャンで開催された生物多様性条約第12回締約国会議（COP12。以下、締約国会議を「COP」という。なお、本章における締約国会議（COP）は、生物多様性条約締約国会議を指す）において、主要議題の1つとして、「生物多様性戦略計画2011-2020（以下「戦略計画」という。）」及び愛知目標の中間評価が行われました。その評価に当たっては、生物多様性条約事務局により作成され、公表された地球規模生物多様性概況第4版（以下「GBO4」という。）が参照されました。

GBO4は、各国から提出された第5回国別報告書、生物多様性国家戦略、既存の生物多様性に関する研究やデータを分析し、戦略計画及び愛知目標の達成状況及び今後の達成見込みについて分析した報告書で、COP12における戦略計画及び愛知目標の中間評価に関する基礎資料として作成されました。各目標については入手可能なデータに基づき、将来予測やシナリオ分析が実施された上で今後の達成見込みについて分析されましたが、結果として、ほとんどの愛知目標は現状のまま施策を進めても達成することができず、目標達成に向けて緊急で効果的な行動が必要であることが確認されました。GBO4の結果概要は下記のとおりです。

- [1] ほとんどの愛知目標の要素について達成に向けた進捗が見られたものの、生物多様性に対する圧力を軽減し、その継続する減少を防ぐための緊急的で有効な行動が執られない限り、そうした進捗は目標の達成には不十分。現時点で達成が見込まれるのは愛知目標11（陸域の保護地域面積）、16（名古屋議定書）及び17（生物多様性国家戦略の改定）のみ。
- [2] 愛知目標の達成は、飢餓や貧困対策、人間の保健の向上、エネルギー・食料・清浄な水の持続可能な提供の確保や、気候変動の緩和と適応の促進、砂漠化や土地の劣化への対処、災害に対する脆弱性の軽減に貢献。これらは国連のポスト2015年開発アジェンダや持続可能な開発目標にも寄与。
- [3] 愛知目標を達成するための行動は統合的に実施されるべき。特に生物多様性損失の根本原因への対処、生物多様性国家戦略・実施計画の策定と実施、情報の更なる生成・共有等の横断的な目標に対する行動は、他の目標の達成に特に強く影響。
- [4] 愛知目標の達成には、国レベルでの法的、政策的な枠組み、これらの枠組みと整合性のとれた社会経済的なインセンティブ、先住民の社会及び地域社会の効果的な参加を含む市民及びステークホルダーの参画、モニタリング、そしてコンプライアンス等が重要。また、これらの行動の効果的な実施には、省庁横断の一貫した政策が必要。
- [5] 戦略計画の実施と条約の目的の達成のためには、政治・市民の双方で支持を広げることが必要。そのためには、政府やステークホルダーが生物多様性と生態系サービスの価値を認識することが必要。
- [6] 戦略計画の実施に向けた行動を強化し、政府・経済・社会において生物多様性を主流化し、様々な多国間環境条約の実施における相乗効果を可能にするためには、あらゆるレベルでの協働が必要。
- [7] 科学技術協力の強化により戦略計画の実施を支援することができる。途上国には更なる能力育成支援や技術移転が必要。
- [8] 戦略計画の実施には、愛知目標20（資源動員）に従い、あらゆる財源から動員された資源が実質的に増加することが必要。

我が国は、生物多様性条約事務局への拠出を通じてGBO4の作成を支援しました。また、愛知目標に沿って改訂した我が国の生物多様性国家戦略に関する点検結果を踏まえて、平成26年3月に第5回国別報告書を条約事務局に提出しました。さらに、GBO4のレビュープロセスに積極的に参加することにより、国連生物多様性の10年日本委員会（以下「UNDB-J」という。）や生物多様性国家戦略の策定プロセス等、日本の事例が多く紹介されました。また、生物多様性条約事務局に設置した生物多様性日本基金を通じ、途上国の国別報告書及び生物多様性国家戦略の策定支援を行い、GBO4の根拠資料の充実にも貢献しました。

会議では、GBO4の結果を踏まえ、愛知目標の達成に向けた進展があった一方で、目標の達成には緊急で効果的な施策の追加が必要であることが認識され、GBO4の結果概要に留意するとともに、各締約国に対して同報告書に掲げられた各目標の達成に当たっての優先行動リストについて活用を奨励する決議が採択

されました。我が国も、中間評価を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施にますます力を入れる必要があります。

2 我が国における現状

(1) 日本の絶滅危惧種

日本の野生生物の現状について、環境省では平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行して以降、定期的にレッドリストの見直しを実施しており、平成24年8月及び25年2月に第4次レッドリストを公表しました。絶滅のおそれのある種として第4次レッドリストに掲載された種数は、10分類群合計で3,597種であり、平成18年度～平成19年度に公表した第3次レッドリストから442種増加しました（表2-1-1）。

今回の見直しにおいて干潟の貝類を初めて評価の対象に加えた等の事情はありますが、第4次レッドリストに掲載された種数は増加しており、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

表2-1-1 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種類

(平成26年4月1日現在)

分類群	評価対象種数 (a)	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	掲載種数合計	絶滅のおそれのある種の割合 (b/a)	
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類					
				ⅠA類 CR	ⅠB類 EN	VU					
動物	哺乳類	160 (180)	7 (4)	0 (0)	34 (42)			17 (18)	5 (9)	63 (73)	21%
	鳥類	約700 (約700)	14 (13)	1 (1)	97 (92)			21 (18)	17 (17)	150 (141)	
					54 (53)		43 (39)				
	爬虫類	98 (98)	0 (0)	0 (0)	36 (31)			17 (17)	3 (5)	56 (53)	
					13 (13)		23 (18)				
	両生類	66 (62)	0 (0)	0 (0)	22 (21)			20 (14)	1 (1)	43 (36)	
					11 (10)		11 (11)				
	汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (4)	1 (0)	167 (144)			34 (26)	33 (39)	238 (213)	
					123 (109)		44 (35)				
					69 (61)	54 (48)					
昆虫類	約3万2,000 (約3万)	4 (3)	0 (0)	358 (239)			353 (200)	153 (122)	868 (564)		
				171 (110)		187 (129)					
				65	106						
貝類	約3,200 (約1,100)	19 (22)	0 (0)	563 (377)			451 (275)	93 (73)	1,126 (747)		
				244 (163)		319 (214)					
その他無脊椎動物	約5,300 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	61 (56)			42 (40)	42 (39)	146 (136)		
				20 (17)		41 (39)					
動物小計		47 (46)	3 (2)	1,338 (1,002)			955 (608)	347 (305)	2,690 (1,963)	—	
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	32 (33)	10 (8)	1,779 (1,690)			297 (255)	37 (32)	2,155 (2,018)	
					1,038 (1,014)		741 (676)				
	維管束植物以外	約9,400 ^注 (約2万5,300)	34 (41)	2 (2)	480 (463)			125 (118)	157 (172)	798 (796)	
					313 (287)		167 (176)				
植物小計		66 (74)	12 (10)	2,259 (2,153)			422 (373)	194 (204)	2,953 (2,814)	—	
10分類群合計		113 (120)	15 (12)	3,597 (3,155)			1,377 (981)	541 (509)	5,643 (4,777)	—	

注1：動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録（環境庁編 1993,1995,1998）」等による。
 注2：植物等のうち、維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は日本植物分類学会の集計による。
 注3：植物等のうち、維管束植物以外（蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）の評価対象種数（亜種等を含む）は環境省調査による。
 注4：表中の括弧内の数字は、前回の第3次レッドリスト（平成18年（2006年）、平成19年（2007年）公表）における掲載種数を示す。
 注5：昆虫類は今回から、絶滅危惧Ⅰ類を更にⅠA類（CR）とⅠB類（EN）に区分して評価を行った。
 注6：貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。
 注7：肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。
 カテゴリーは以下のとおり。

- 絶滅 (Extinct)：我が国では既に絶滅したと考えられる種
- 野生絶滅 (Extinct in the Wild)：飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らか外側に野生化した状態のみ存続している種
- 絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered + Endangered)：絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable)：絶滅の危険が増大している種
- 準絶滅危惧 (Near Threatened)：存続基盤が脆弱な種
- 情報不足 (Data Deficient)：評価するだけの情報が不足している種

資料：環境省

(2) 数値から見る我が国の取組状況

平成24年9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」の第2部では、COP10において採択された愛知目標の達成に向けて我が国の国別目標を掲げているほか、それについて関連指標群を設定しています(表2-1-2)。

表2-1-2 (1) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略目標	国別目標	関連指標群	過去の数値 (直近2か年分)		最新値	国家戦略策定以降の改善状況	
A: 生物多様性の損失の根本原因に対処する							
A-1: 遅くとも2020年(平成32年)までに、各主体が生物多様性の重要性を認識し、それぞれの行動に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が軽減されている。	生物多様性の重要性に関する認識状況 ・生物多様性の言葉の認知度 [%] ・生物多様性国家戦略の認知度 [%]		36.4 (H21) 19.8 (H21)	55.7 (H24) 34.4 (H24)	46.4 (H26) 24.8 (H26)	↘	
	生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数【累積】		124 (H24)	130 (H25)	139 (H26)	↗	
	生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数【累積】		501 (H24)	504 (H25)	509 (H26)	↗	
	ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積 ※「日本ナショナル・トラスト協会調べ」より ・箇所数【団体】【累積】 ・面積【ha】【累積】		- -	46 (H23) 1万1,979 (H23)	46 (H27) 1万3,532 (H27)		↗
	にじゅうまるプロジェクトへの登録数【事業数】【累積】		132 (H24)	244 (H25)	312 (H26)	↗	
	グリーンウェイへの参加団体数		465 (H24)	567 (H25)	367 (H26)	↘	
	森林経営計画の策定面積【万ha】		-	289 (H24)	445 (H25)	↗	
	国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MELジャパン、MSC、JHEPの認証取得数 ・SGECの森林認証面積【万ha】 ・FSCの森林認証面積【万ha】 ・MELジャパン認証取得数(生産段階)【累積】 ・MELジャパン認証取得数(流通加工段階)【累積】 ・MSCの認証取得数【累積】 ・JHEPの認証取得数【累積】		90 (H24) 40 (H24) 18 (H24) 49 (H24) 1 (H24) 14 (H24)	123 (H25) 40 (H25) 19 (H25) 51 (H25) 2 (H25) 22 (H25)	125 (H26) 42 (H26) 22 (H26) 50 (H26) 2 (H26) 34 (H26)	↗	
	自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価などによる生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数		-	-	-	-	-
	生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画(生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等)の策定数 ・生物多様性地域戦略策定済み都道府県【累積】 ・生物多様性地域戦略策定済み市区町村【累積】 ・地域連携保全活動計画の策定数【累積】 ・エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定数【累積】		24 (H24) 29 (H24) 1 (H24) 3 (H24)	32 (H25) 46 (H25) 8 (H25) 3 (H25)	35 (H26) 62 (H26) 10 (H26) 6 (H26)	↗	
	生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)の策定数 ・生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 [%]		33 (H22)	35 (H23)	36 (H24)	-	
	生態系サービスへの支払い税(森林環境税等)の導入自治体数 ・森林環境税等の導入自治体数【都道府県】【累積】 ・その他のPES導入自治体数		33 (H24) -	33 (H25) -	35 (H26) -	↗	
	環境保全経費(自然環境の保全と自然とのふれあいの推進)の予算額【億円】 ※平成25年度予算より環境保全経費(生物多様性の保全及び持続可能な利用)に区分が変更となった		1,393 (H24)	1,399 (H25)	1,379 (H26)	↘	
	生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況 ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実施しているか、実施する方向で検討している事業者の割合 [%]		-	-	57.2 (H25)	-	
B: 人為的圧力等の最小化と持続可能な利用を推進する							
B-1: 2020年(平成32年)までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。	特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%】【累積】		33 (H23)	39 (H24)	45 (H25)	↗	
	干潟の再生割合 [%]		37.8 (H23)	38.0 (H24)	38.1 (H25)	↗	
	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%]		46.2 (H23)	47.0 (H24)	47.9 (H25)	↗	
	都市域における水と緑の公的空間確保量【m ² /人】		12.6 (H22)	12.7 (H23)	12.8 (H24)	-	
B-2: 2020年(平成32年)までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数【万人・団体】		191 (H23)	187 (H24)	190 (H25)	↗	
	エコファーマー累積新規認定件数【累積】		26万6,355 (H23)	27万8,540 (H24)	28万6,178 (H25)	↗	
	生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所【箇所】		1,595 (H23)	1,694 (H24)	1,824 (H25)	↗	
	中山間地域等において減少を防止する農用地面積【万ha】		7.7 (H23)	7.8 (H24)	7.8 (H25)	→	
	森林計画対象面積【百万ha】		25 (H14)	25 (H19)	25 (H24)	-	
	藻場・干潟の保全・創造面積【ha】		-	738 (H24)	2,553 (H25)	↗	
	漁場の堆積物除去面積【万ha】		-	3.6 (H24)	5.1 (H25)	↗	
	魚礁や増養殖場の整備面積【万ha】		-	2.3 (H24)	2.1 (H25)	↗	
	漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率 [%]		50.4 (H22)	53.8 (H23)	57.1 (H24)	-	
	多国間漁業協定数【累積】		52 (H24)	52 (H25)	53 (H26)	↗	
	わが国周辺水域の資源水準の状況(中位以上の系群の割合) [%]		58 (H24)	57 (H25)	50 (H26)	↘	
	漁業者等による資源管理計画数【累積】		1,705 (H24)	1,694 (H25)	1,793 (H26)	↗	
	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合 [%]		87.5 (H23)	85.5 (H24)	91.6 (H25)	↗	
里海づくりの取組箇所数【箇所】		-	123 (H22)	217 (H26)	↗		

表2-1-2 (2) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略目標	国別目標	関連指標群	過去の数値 (直近2か年分)		最新値	国家戦略策定以降の改善状況		
B: 人為的圧力等の最小化と持続可能な利用を推進する								
B-3: 2020年(平成32年)までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生態環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域については総合的、重点的な推進を図る。	水質環境基準の達成状況 ※健康項目 ・河川 [%] ・湖沼 [%] ・海域 [%]	閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況	98.5 (H23) 99.2 (H23) 100.0 (H23)	98.6 (H24) 99.5 (H24) 100.0 (H24)	98.9 (H25) 99.8 (H25) 100.0 (H25)	↗		
		・湖沼(全窒素濃度) [%] ・湖沼(全リン濃度) [%] ・湖沼(全窒素、全リン濃度とも) [%] ・東京湾(全窒素、全リン濃度とも) [%] ・伊勢湾(全窒素、全リン濃度とも) [%] ・大阪湾(全窒素、全リン濃度とも) [%] ・瀬戸内海(大阪湾を除く)(全窒素、全リン濃度とも) [%] ・有明海(全窒素、全リン濃度とも) [%] ・八代海(全窒素、全リン濃度とも) [%]	12.8 (H23) 51.3 (H23) 47.9 (H23) 100.0 (H23) 42.9 (H23) 100.0 (H23) 93.0 (H23) 40.0 (H23) 75.0 (H23)	12.8 (H24) 54.6 (H24) 51.3 (H24) 83.3 (H24) 57.1 (H24) 100.0 (H24) 98.2 (H24) 40.0 (H24) 100.0 (H24)	12.8 (H25) 52.1 (H25) 50.4 (H25) 83.3 (H25) 85.7 (H25) 100.0 (H25) 98.2 (H25) 40.0 (H25) 75.0 (H25)	↘		
		赤潮・アオコの発生件数 ・赤潮の発生件数(東京湾) [件] ・赤潮の発生件数(伊勢湾) [件] ・赤潮の発生件数(瀬戸内海) [件] ・赤潮の発生件数(有明海) [件] ・赤潮の発生件数(八代海) [件] ・アオコの発生件数(霞ヶ浦(西浦)) [日] ・アオコの発生件数(琵琶湖) [日]	29 (H22) 35 (H22) 89 (H23) 29 (H23) 13 (H23) 94 (H23) 5 (H23)	26 (H23) 27 (H23) 116 (H24) 44 (H24) 16 (H24) 118 (H24) 18 (H24)	27 (H24) 32 (H24) 83 (H25) 40 (H25) 16 (H25) 86 (H25) 21 (H25)	→		
		閉鎖性水域におけるCODの環境基準の達成状況 ・湖沼 [%] ・東京湾 [%] ・伊勢湾 [%] ・大阪湾 [%] ・瀬戸内海(大阪湾を除く) [%] ・有明海 [%] ・八代海 [%]	53.7 (H23) 68.4 (H23) 56.3 (H23) 66.7 (H23) 79.3 (H23) 80.0 (H23) 64.3 (H23)	55.3 (H24) 63.2 (H24) 56.3 (H24) 66.7 (H24) 79.3 (H24) 86.7 (H24) 85.7 (H24)	55.1 (H25) 63.2 (H25) 56.3 (H25) 66.7 (H25) 77.3 (H25) 86.7 (H25) 78.6 (H25)	↘		
		水生生物保全に係る環境基準の達成状況 ・河川(全亜鉛) [%] ・湖沼(全亜鉛) [%] ・海域(全亜鉛) [%] ・河川(ノニルフェノール) [%] ・湖沼(ノニルフェノール) [%] ・海域(ノニルフェノール) [%] ・河川(LAS) [%] ・湖沼(LAS) [%] ・海域(LAS) [%]	96.3 (H23) 100.0 (H23) 98.7 (H23) - - - - - -	96.5 (H24) 99.7 (H24) 99.4 (H24) 100.0 (H24) 100.0 (H24) 100.0 (H24) - - -	96.4 (H25) 100.0 (H25) 99.4 (H25) 99.6 (H25) 100.0 (H25) 100.0 (H25) 99.2 (H25) 100.0 (H25) 100.0 (H25)	↘		
		東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における貧酸素域の分布状況 ・東京湾 ・伊勢湾 ・瀬戸内海	- - -	- - -	- - -	-		
		陸域からの窒素・リン流入負荷量 ※暫定値を含む ・陸域からの窒素流入負荷量(東京湾) [t/日] ・陸域からの窒素流入負荷量(伊勢湾) [t/日] ・陸域からの窒素流入負荷量(瀬戸内海) [t/日] ・陸域からのリン流入負荷量(東京湾) [t/日] ・陸域からのリン流入負荷量(伊勢湾) [t/日] ・陸域からのリン流入負荷量(瀬戸内海) [t/日]	168 (H22) 99 (H22) 338 (H22) 11 (H22) 7 (H22) 24 (H22)	190 (H23) 120 (H23) 361 (H23) 11 (H23) 7 (H23) 21 (H23)	154 (H24) 85 (H24) 316 (H24) 10 (H24) 7 (H24) 19 (H24)	-		
		干潟の再生の割合 [%] ※再掲	37.8 (H23)	38.0 (H24)	38.1 (H25)	↗		
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%] ※再掲	46.2 (H23)	47.0 (H24)	47.9 (H25)	↗		
		地下水環境基準(硝酸、亜硝酸)の達成状況 [%] ※平成25年度地下水質測定結果の概況調査(項目「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」)による	96.4 (H23)	96.4 (H24)	96.7 (H25)	→		
		B-4: 2020年(平成32年)までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた対策を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。また、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。	特定外来生物、外来種ブラックリスト(仮称)の指定等種類数とそのうちの未定着種類数 ※「外来種ブラックリスト(仮称)」は「生態系被害防止外来種リスト」として平成27年3月に策定済み ・特定外来生物の指定等種類数 ・特定外来生物の未定着種類数 ・生態系被害防止外来種リストの指定等種類数 ・生態系被害防止外来種リストの未定着種類数	105 (H24) 58 (H24)	107 (H25) 60 (H25)	113(H26) 63(H26) 429(H26) 101(H26)	↗	
				外来生物法に基づく防除の確認・認定件数 ・確認件数 [件] ・認定件数 [件]	907 (H23) 98 (H23)	987 (H24) 110 (H24)	1,059 (H25) 118 (H25)	↗
				奄美大島及び沖縄島やんばる地域(防除実施地域内(2012年度時点)におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況(生息確認メッシュ数) ・マングースの捕獲頭数(奄美大島) [頭] ・マングースの捕獲頭数(沖縄島やんばる地域) [頭] ・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数(奄美大島) [頭/1000わな日] ・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数(沖縄島やんばる地域) [頭/1000わな日] ・生息メッシュ数(アマミノクロウサギ) [メッシュ] ・生息メッシュ数(ヤンバルクイナ) [メッシュ]	271 (H23) 255 (H23) 0.13 (H23) 0.16 (H23) - 139 (H23)	197 (H24) 203 (H24) 0.08 (H24) 0.14 (H24) 112 (H24) 152 (H24)	130 (H25) 172 (H25) 0.04 (H25) 0.10 (H25) 129 (H25) 145 (H25)	↗
				地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備 ・リストの作成 [件数] ・条例の整備 [件数]	- -	- -	24 (H23) 20 (H23)	-
B-5: 2015年(平成27年)までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島しょ、亜高山・高山地域等の気候変動に脆(ぜい)弱な生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。	サンゴ礁の状態の推移傾向(サンゴ被度) [%]	30 (H24)	30 (H25)	30 (H26)	→			
	水質の指標(全窒素、全リン)、底質中懸濁物質含量(SPSS) ・水質の指標(全窒素) ・水質の指標(全リン) ・底質中懸濁物質含量(SPSS)	- - -	- - -	- - -	-			
	日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積 ・サンゴ礁 [%] ・藻場 [%] ・干潟 [%]	- - -	- - -	42 (H20) 47 (H20) 9 (H20)	-			
	人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数	-	-	-	-			

表2-1-2 (3) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略目標	国別目標	関連指標群	過去の数値 (直近2か年分)		最新値	国家戦略策定以降の改善状況
C: 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する						
C-1: 2020年(平成32年)までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。	自然公園面積(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ・国立公園の面積 [ha] ・国定公園の面積 [ha] ・都道府県立自然公園の面積 [ha]	209万3,363(H25) 136万2,613(H25) 197万7,485(H25)	209万9,606(H26) 135万9,155(H26) 197万2,560(H26)	211万3,402(H27) 135万694(H27) 197万373(H27)	↗	
	自然環境保全地域等面積(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県立自然環境保全地域) ・原生自然環境保全地域の面積 [ha] ・自然環境保全地域 [ha] ・都道府県立自然環境保全地域 [ha]	5,631(H24) 2万1,593(H24) 7万7,342(H24)	5,631(H25) 2万1,593(H25) 7万7,398(H25)	5,631(H26) 2万2,542(H26) 7万7,408(H26)	↗	
	都市域における水と緑の公的空間確保量 [m ² /人] ※再掲	12.6(H22)	12.7(H23)	12.8(H24)	—	
	鳥獣保護区面積(国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区) ・国指定鳥獣保護区の箇所数 [箇所] ・国指定鳥獣保護区の数 [千ha] ・都道府県指定鳥獣保護区の数 [箇所] ・都道府県指定鳥獣保護区の数 [千ha]	81(H25) 584(H25) 3,746(H25) 3,010(H25)	83(H26) 586(H26) 3,714(H26) 3,066(H26)	85(H27) 586(H27) 3,714(H27) 3,066(H27)	↗	
	海洋保護区面積(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等) [km ²]	—	—	36万9,200(H23)	—	
	国有林野の保護林及び緑の回廊面積 ・保護林面積 [千ha] ・緑の回廊面積 [千ha]	915(H24) 592(H24)	965(H25) 583(H25)	968(H26) 583(H26)	↗	
	保安林面積 [万ha]	1,205(H23)	1,209(H24)	1,212(H25)	↗	
	特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%] 【累積】 ※再掲	33(H23)	39(H24)	45(H25)	↗	
	国立公園において保全・管理に当たる自然保護官の人数 [人]	71(H24)	72(H25)	74(H26)	→	
	国立公園内において国立公園管理に携わるボランティアの人数 ・パークボランティアの人数 [人]	1,569(H24)	1,625(H25)	1,524(H26)	→	
	C-2: 絶滅のおそれの高い種のうち、2020年(平成32年)までにレッドリストのランクが下がる種が増加している。また、2020年(平成32年)までに作物、家畜等の遺伝子の多様性が維持される。	脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合 ・脊椎動物 [%] ・昆虫 [%] ・維管束植物 [%]	25.0(H24) 1.1(H24) 25.4(H24)	25.0(H25) 1.1(H25) 25.4(H25)	25.0(H26) 1.1(H26) 25.4(H26)	→
	環境省レッドリストにおいてランクが下がった種の数 [種]	—	—	295(H24)	—	
	脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数 ・脊椎動物 [種] ※日本動物園水族館協会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「保険個体群の維持取組」の数 ・昆虫 [種] ※全国昆虫施設連絡協議会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「飼育系代」の数 ・維管束植物 [種] ※日本植物園協会が保有する絶滅危惧植物の種数	— — — —	— — — —	16(H27) 11(H24) 1,115(H25)	—	
	国内希少野生動植物種の指定数 [種]	89(H25)	89(H26)	130(H27)	↗	
生息地等保護区の箇所数及び面積 ・箇所数 [箇所] 【累積】 ・面積 [ha]	9(H25) 885.5(H25)	9(H26) 885.5(H26)	9(H27) 885.5(H27)	→		
保護増殖事業計画の策定数 [種]	49(H24)	49(H25)	49(H26)	→		
トキ・コウノトリ・ツシヤママネコの野生個体数 ・トキ(野外) [羽] ※各年12月時点の野生化トキの個体数 ・ツシヤママネコ(推定) [頭] ・コウノトリ [羽] ※大陸からの飛来個体1羽を含む	76(H24) — 62(H24)	98(H25) 約80頭 又は約100頭 (2000年代前半) 76(H25)	139(H26) 約70頭 又は約100頭 (2010年代前半) 71(H26)	↗		
D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する						
D-1: 2020年(平成32年)までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用の重要性が認識され、各種取組が行われる。	森林計画対象面積 [百万ha] ※再掲	25(H14)	25(H19)	25(H24)	— ※現状維持が目標	
	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数 [万人・団体] ※再掲	191(H23)	187(H24)	190(H25)	↗	
	SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの協力活動の数	22(H24)	29(H25)	29(H26)	↗	
	里海づくりの取組箇所数 [箇所]	—	123(H22)	217(H26)	↗	
D-2: 2020年(平成32年)までに、劣化した生態系の15%以上の回復等により、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵機能が強化され、気候変動の緩和と適応に貢献する。	自然再生推進法における取組面積・箇所数 ・面積 [万ha] ・箇所数	48(H24) 24(H24)	48(H25) 25(H25)	48(H26) 25(H26)	→	
	国立公園内の自然再生事業 ・面積 [万ha] ・箇所数	36(H24) 7(H24)	36(H25) 7(H25)	36(H26) 7(H26)	→	
	干潟の再生の割合 [%] ※再掲	37.8(H23)	38.0(H24)	38.1(H25)	↗	
	都市緑化等による温室効果ガス吸収量 [万t-CO ₂]	105(H22)	106(H23)	108(H24)	↗	
	森林による二酸化炭素吸収量 [万t-c]	1,328(H22)	1,392(H23)	1,410(H24)	—	
D-3: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年(平成27年)までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。	国有林野の保護林及び緑の回廊面積 ・保護林面積 [千ha] ※再掲 ・緑の回廊面積 [千ha] ※再掲	915(H24) 592(H24)	965(H25) 583(H25)	968(H26) 583(H26)	↗	
	—	—	—	—	—	

表2-1-2 (4) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略目標	国別目標	関連指標群	過去の数値（直近2か年分）		最新値	国家戦略策定以降の改善状況
E：生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築を推進する						
E-1： 生物多様性国家戦略に基づき施策の総合的・計画的な推進を図る。また、愛知目標の国別目標17の達成に向け支援・協力をを行う。		主要行動目標の実施状況	-	-	○ (H25)	↗
		生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数【累積】	16 (H25)	22 (H26)	38 (H27)	↗
E-2： 2020年（平成32年）までに、生物多様性に関する地域社会の伝統的知識等が尊重される。また、科学的基盤を強化し、科学と政策の結び付きを強化する。さらに、遅くとも2020年（平成32年）までに、愛知目標の達成に向け必要な資源を効果的・効率的に動員する。		1/25,000植生図整備状況【面】【累積】	3,053 (H24)	3,255 (H25)	3,398 (H26)	↗
		GBIFへのデータの登録状況【件】	294万6,992(H24)	345万4,968(H25)	381万6,092(H26)	↗

資料：環境省

3 生物多様性の観点からの気候変動の適応策の推進

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性の第4の危機として、新たに地球温暖化など地球環境の変化による危機を位置付けています。また、愛知目標においても、気候変動の緩和と適応への貢献が目標の1つになっています。平成26年3月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書においては、「ここ数十年で、すべての大陸と海洋において、気候変動が自然及び人間システムへの影響を引き起こしている」とされています。我が国は、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への対処（適応）の観点から、政府全体の取組を適応計画として取りまとめることとしており、計画策定に向けて、平成27年3月に中央環境審議会において、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」が取りまとめられました（1章3節1（5）を参照）。

同意見具申は、自然生態系への影響を、陸域・淡水・沿岸・海洋の各生態系と生物季節、分布・個体群の変動の各項目について、自然生態系そのものに及ぶ影響と生態系サービスに及ぶ影響の2つに大別して評価が行われました（表2-1-3）。自然生態系そのものに及ぶ影響としては、ハイマツやブナ林の分布適域の面積が21世紀末に減少するなど、現在及び将来の陸域における植物の分布適域の変化、ニホンジカなど一部の野生鳥獣の生息域の拡大、サンゴ礁の減少・消滅、最高水温が3℃上昇すると冷水魚の生息適地の面積が現在の約半分に減少する等の河川の生物相への影響など、多岐にわたり重大な影響が出る可能性が指摘されています。生態系サービスに及ぶ影響については、生態系サービスの研究が最近始まったものであること、定量化が難しいことなどから、総じて既存の研究事例が少なく、現状では評価ができないという結果になりました。今後は生態系サービスへの影響に関する研究を進めていくことが重要となります。

影響の程度、発現時期は、地域、生態系、種により異なると考えられますが、気候変動により気温や降水量等の環境条件が変化することに応じて、我が国の生物多様性の状況は全体として変化していくと考えられます。生物多様性の減少や生態系サービスの低下を軽減するためには、気候変動の影響に対して自然や人間社会の在り方を調整する適応策を検討する必要があります。また、気候変動による影響は世界全体の緩和策の進展と密接な関係があり、気候変動がより早い速度で進んだり、その程度が大きかったりする場合は、適応でも対応できない可能性（適応の限界）があります。生態系は温室効果ガス吸収機能を有しているため、生態系の保全や再生は気候変動の緩和にも貢献します。生態系を上手に活用することで、緩和と適応の相乗効果を引き出すことが重要です。

これらを踏まえ、環境省では、生物多様性分野における適応に関し、[1] 気候変動が生物多様性に与える影響を低減するための適応、[2] 適応策による生物多様性への負の影響の最小化、[3] 生態系を活用した適応策の検討の3つの視点に着目して検討を行っています。

表 2-1-3 気候変動による自然生態系への主な影響

項目	現在の状況	将来予測される影響	
陸域生態系	高山帯・亜高山帯	○気温上昇や融雪時期の早期化などによる植生の衰退や分布変化 ○高山植物の開花期の早期化と開花期間の短縮による花粉媒介昆虫の活動時期とのずれ	○ハイマツなど植物種の分布適域の変化や縮小 ○高山植物個体群の消滅 ○植生変化が進行（低木植物の分布拡大など）
	自然林・二次林	○自然林・二次林の分布適域の移動や拡大（※研究事例は限定的） ○落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わり	○各樹種とも高緯度、高標高域へ移動 ○分布適域は冷温帯林の構成種（フナ等）で減少、暖温帯林の構成種（アカガシ等）で拡大（※気候変動以外の要因が影響する分布予測もあり不確定要素が大きい）
	里地・里山生態系	○ナラ枯れやタケの分布域拡大（※科学的に実証されてはいない）	○自然草原の植生帯は、暖温帯域以南では気候変動の影響は小さい ○低標高の山間部や日本西南部でのアカシデやイヌシデなどの里山を構成する二次林種の分布適域は縮小
	人工林	○気温上昇と降水の時空間分布の変化による水ストレス増大でスギ林が衰退	○蒸散量の増加により特に降水量が少ない地域で、スギ人工林の脆弱性が増加（生育不適となる面積割合は小さい） ○マツ枯れの危険域が拡大
	野生鳥獣による影響	○ニホンジカやイノシシの分布拡大、積雪深低下に伴う越冬地の高標高への拡大（※ニホンジカの増加には気候変動以外の要因も指摘されている） ○分布拡大に伴う植生への食害、剥皮被害等	○気温上昇や積雪期間の短縮により、ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域拡大（※研究事例は少数）
	物質収支	○森林土壌の二酸化炭素や亜酸化窒素の放出、メタンの吸収が増加（※研究事例は限定的） ○森林の水収支や土砂動態への影響（※長期データに乏しく変化の把握は困難）	○森林土壌の含水量低下・乾燥化による、細粒土砂流出、濁度回復長期化、降雨流出応答短期化（※状況証拠的推察） ○森林土壌の炭素ストック量について、純一次生産量の増加、土壌有機炭素量の減少
淡水生態系	湖沼	○暖冬で湖水の循環期がなくなることによる、湖底の溶存酸素低下（貧酸素化）（※流域土地利用からの栄養塩負荷の影響があり、気候変動の影響のみを検出しにくい）	○富栄養化が進行する深い湖沼での、水温上昇による湖沼の鉛直循環停止、貧酸素化と貝類等底生生物への影響 ○湖沼水温上昇や二酸化炭素濃度上昇による、動物プランクトンの成長量低下（※室内実験）
	河川	（※河川での取水や流量調節のため気候変動による影響を検出しにくく、現時点で気候変動の直接的影響を捉えた研究成果は確認できていない）	○冷水魚の生息可能な河川が分布する国土面積減少 ○積雪量や融雪出水の時期・規模の変化による、融雪出水時に遡上、降下、繁殖等を行う河川生物相への影響 ○大規模洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影響とそれに伴う河川生物への影響 ○渇水による水温上昇、溶存酸素減少が河川生物に影響
	湿原	○降水量減少や湿度低下、積雪深減少による乾燥化（※湿原の生態系は気候変動以外の人為的な影響を強く受けており、現時点で気候変動の直接的影響を捉えた研究成果は確認できていない）	○全国の約8割の湿地面積を占める北海道の湿地に影響 ○降水量や地下水水位低下による雨水滋養型の高層湿原における植物群落（ミズゴケ類）への影響 ○流域負荷（土砂や栄養塩）に伴う低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移、蒸発散量の更なる増加
沿岸生態系	亜熱帯	○海水温の上昇による亜熱帯性サンゴの白化現象の頻度増大 ○温帯性サンゴの分布北上	○水温上昇と海洋酸性化による造礁サンゴの生育に適した海域の減少・消失。白化等のストレス増加や石灰化量の低下 ○海面上昇に伴うマングローブ生育地の減少 ○サンゴ礁域の観光、水産等資源への影響
	温帯・亜寒帯	○海水温上昇に伴う低温性の種から高温性の種への遷移進行（※海洋酸性化の影響を特定することは、現時点では困難）	○海水温の上昇に伴う高温性の種への移行（※生態系全体に影響が及ぶ可能性があるが、定量的な研究事例は限定的） ○海洋酸性化による脆弱性の高い海洋生態系への影響 ○沿岸水産資源となる種や地域文化への影響 ○海面上昇による海岸域の塩性湿地等への影響
海洋生態系	○植物プランクトンの現存量と一次生産力の減少（※未だ統一的な見解には収束していない）	○植物プランクトン及び動物プランクトンの現存量の変動（※モデルの信頼性が低く、変化予測は現状困難）	
生物季節	○動植物の生物季節の変動（植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど）	○様々な種への影響（ソメイヨシノの開花日の早期化など） ○種間の様々な相互作用への影響	
分布・個体群の変動	○分布域やライフサイクルの変化（※様々な要因が関わり気候変動の影響のみ示すのは困難） ○野生鳥獣の分布拡大による生態系サービスへの影響（※気候変動との直接の因果関係や気候変動の寄与度については不明）	○分布域の変化やライフサイクル等の変化 ○種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化 ○分布の移動ができないなどによる種の絶滅の可能性 ○侵略的外来生物の侵入・定着確率の高まり ○ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域拡大	

注 1：「将来予測される影響」が発現する条件は記載によって様々であり同一ではない。
 2：影響が発現する地域は一部を除き具体的に示していないが、元の報告書では影響が発現する地域が限定的な場合がある。
 3：影響評価報告書は <https://www.env.go.jp/press/100480.html> で公表。
 資料：環境省

4 抜本的な鳥獣管理の推進

我が国には700種以上の鳥獣（哺乳類・鳥類）が生息しており、それぞれの鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の1つとして、欠くことのできない存在です。しかし、近年、ニホンジカやイノシシなどの一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、自然環境や農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化しています（図2-1-2）。

平成25年12月には、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、この中で、当面の目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後（平成35年度）までに半減させることを目指すこととしました。

これらを受け、平成26年5月、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号。以下「鳥獣保護法の一部を改正する法律」という。）が第186回国会において成立し、公布されました。これにより、法の目的に「鳥獣の管理」（増加しすぎた鳥獣を適正に減らすこと）を位置付け、法の題名が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められました。また、環境大臣が指定した鳥獣について、都道府県又は国が捕獲を行う事業を新たに創設するなど、「鳥獣の管理」のための新たな措置が導入されることとなりました（図2-1-3）。

法律の改正を受け、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の変更について、中央環境審議会自然環境部会において検討が行われ、変更案について同年10月に答申がなされました。そして、この答申を踏まえた新たな基本指針が、同年12月に公布されました。また、鳥獣保護法の一部を改正する法律の施行（平成27年5月29日）に向け、政省令の改正等を進めました。

また、平成27年度税制改正において、生態系等に深刻な被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手を確保するため、狩猟税の減免措置を新たに講じることとなり、必要な法令整備を行いました。

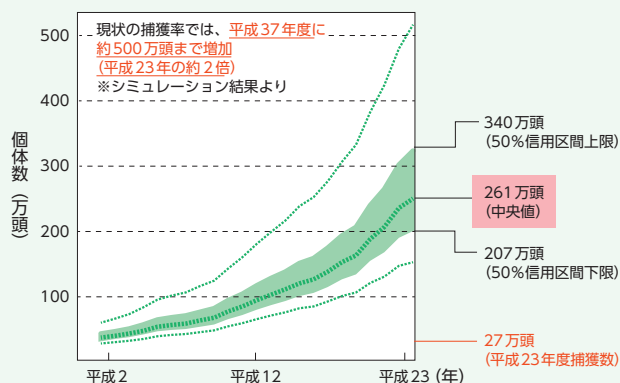
さらに、都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、統計手法を用いて、ニホンジカについては都府県別に、イノシシについては広域ブロック別に、個体数推定及び将来予測を実施することにより、都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援しました。

第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組

1 生物多様性に関する広報の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」です。平成26年度は、平成26年の国際生物多様性の日のテーマ「島嶼と生物多様性」を受けて、東京・青山の国連大学において「国際生物多様性の日シンポジウム～つながりと個性を活かした自然と共生する鳥づくり～」を開催しました（主催・環境省、国連大学サステナビリティ高等研究所、地球環境パートナーシッププラザ）。ほかにも、生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、様々な活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係

図2-1-2 ニホンジカの推定個体数（北海道*を除く）



*：平成23年度の北海道の推定個体数は約64万頭、捕獲数は約14万頭（北海道資料）。
資料：環境省

図2-1-3 鳥獣保護法の改正概要

- ニホンジカ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害の拡大・深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手不足

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

○鳥獣保護法の改正概要（平成27年5月29日施行）

・題名・目的等の改正

法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を追加。

・都道府県による捕獲事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣：ニホンジカ、イノシシ）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業を創設。

・事業者の認定制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や捕獲従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる制度を導入。

など

資料：環境省

の展示会への出展を実施しました。次項で紹介するUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「エコライフ・フェア」、「上野の森 親子フェスタ」、「エコプロダクツ展」等、様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発を進めています。

2 多様な主体の連携の促進

(1) 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）による取組

2011年（平成23年）から2020年（平成32年）までの10年間は、国連の定めた「国連生物多様性の10年」です。平成22年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10において、新たな世界目標である「愛知目標」が採択されましたが、この達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む10年とされています。

我が国では、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、UNDB-Jが平成23年9月に設立され、UNDB-Jを通じて生物多様性の主流化に向けた様々な取組を推進しています。

生物多様性に関する行動の呼び掛け、認知度向上のための働き掛けとしては、国民一人一人が自分の生活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる、5つのアクション「MY行動宣言」の呼び掛け、「生物多様性アクション大賞」による表彰、「グリーンウェイブ2014」（全国で367団体の参加、193団体の協力のもと、約5万1,000人が参加）活動への参加の呼び掛け等を行いました。

また、「地球いきもの応援団」、「生物多様性リーダー」、「生物多様性キャラクター応援団」による広報を行うとともに、生物多様性マガジン「Iki-Tomo（イキトモ）」の発行、Facebook「Iki-Tomoパートナーズ」による情報発信など、様々な主体への働き掛けを行いました。

国際社会への発信としては、2014年（平成26年）10月に韓国のピョンチャンで開催されたCOP12において、生物多様性条約事務局とともに、サイドイベントとして「国連生物多様性の10年の日（UNDB-Day）」を開催し、国内委員会を設けている日本、ドイツ、中国からの事例紹介、ユース、市民、自治体、企業各セクターにおける事例紹介、各国代表者による「愛知目標」達成のための決意表明等、国際社会に広く呼び掛けを行いました（写真2-2-1）。

そして、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資するツールとして、子供向け推薦図書（「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～）について、全国の図書館での展示・読み聞かせ会の実施、東北復興支援のための寄贈の呼び掛けなどを行いました。

国際自然保護連合日本委員会が行う「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点からUNDB-Jが推奨する連携事業を認定しており、平成26年度は20件を認定しました。

そして、各セクター間の意見・情報交換として、平成26年10月に愛知県豊橋市において「第4回生物多様性全国ミーティング」を開催したほか、全国3か所（9月：大分県杵築市、11月：北海道札幌市、12月：宮城県大崎市）において「生物多様性地域セミナー」を開催し、生物多様性保全に関わる方々と意見交換・情報交換を行いました。

(2) 地域主体の取組の支援

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成22年度から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、平成26年度は全国11か所の取組を支援しました。また、平成20年度か

写真2-2-1 生物多様性条約COP12
サイドイベント「UNDB-
Day」

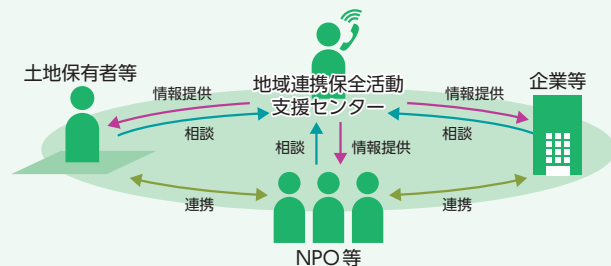


写真：環境省

ら開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、全国26か所の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律です。現在、10市町村が同計画を作成済みです。また、同法に基づき、平成27年3月末現在で9自治体が支援センターを設置又はその機能を確保しています（図2-2-1、表2-2-1）。

図2-2-1 地域連携保全活動支援センターの役割



資料：環境省

表2-2-1 地域連携保全活動支援センター設置状況

【平成27年3月現在】

地方公共団体名	地域連携保全活動支援センターの名称
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター (HoBiCC)
青森県	青森県環境生活部自然保護課*
栃木県小山市	小山市企画財政部渡良瀬遊水地ラムサール推進室*
千葉県	千葉県生物多様性センター
愛知県	愛知県環境部自然環境課*
愛知県名古屋市長	なごや生物多様性センター
長野県	長野県環境部自然保護課*
滋賀県	生物多様性保全活動支援センター (滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター

*既存組織が支援センターの機能を担っている

資料：環境省

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施しました。

また、利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とし、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号）が平成26年6月に成立、平成27年4月1日に施行されました。



優れた日本の自然環境を保全し、将来世代に継承することは、国や地方公共団体の重要な責務であることから、これまでも公的資金を用いた様々な取組がなされてきました。一方で、地域の重要な自然環境を保全し、持続的に利用していくため、利用者の負担による自然環境の保全、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した取組も各地で進められています。例えば、世界文化遺産に登録された富士山では、平成26年度より、登山シーズン中、山梨・静岡両県が登山者から「富士山保全協力金」を任意に受入れ、富士山の環境保全や登山者の安全対策等に充てる取組を行っています。また、ナショナル・トラスト活動は、1964年（昭和39年）に鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山を宅地開発から守るため「財団法人鎌倉風致保存会」が設立され、市民と市が資金を出し合い土地の一部を買い取ったことを始まりとし、全国各地で民間団体が中心となりその活動が展開されてきました。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律は、このような地域の自発的な取組を更に推進するため、議員立法によって制定され、平成27年4月1日に施行されました。

この法律は、国立公園等の自然豊かな地域において、[1] 地方公共団体が、利用者から入域料を受入れ、登山道の維持や野生動植物の保護等、自然環境の保全や持続可能な利用のための経費に充てる「地域自然環境保全等事業」、[2] 自然環境の保全のために寄付金等の民間資金により土地の取得や管理等を行う「自然環境トラスト活動」やこれらを地方公共団体が促進する「自然環境トラスト活動促進事業」の2種類の取組について規定しています。地方公共団体は、この法律に基づき、自然環境トラスト活動を行う一般社団法人などのほか、土地の所有者等、関係住民、関係事業者、関係行政機関等、幅広い者の参画を得た協議会を設置し、それぞれの事業に関する地域計画を作成することができます。さらに、地域計画に位置付けられた事業は、環境大臣へ事前協議を行うことで、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の特例を受けることができるとされています。

本法の基本方針には、民間資金の活用の透明性の確保、入域料の收受の方法や額の設定の基本的事項、土地の保持や公益性の堅持等自然環境トラスト活動の基本的原則等が規定されました。入域料の收受や自然環境トラスト活動等に関わる理念や枠組みの在り方が、初めて法律に位置付けられたことで、民間資金の適正な活用が一層進み、地域の自然環境を地域の大切な資産として、将来にわたり保全し持続的に利用していく取組の促進が図られることが期待されます。

富士山における協力金受入れの取組



写真：環境省

3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされています。平成27年3月末現在、35都道府県、62市町村等で策定されています。奄美大島を構成する5市町村（奄美市、大和市、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）は、全国で初めて共同で地域戦略を策定しました。これ以外の多くの地方公共団体でも策定に向けた検討が進められています（表2-2-2）。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を、自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、平成22年10月に「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されました。平成27年4月1日現在、140自治体が参画しています。

表2-2-2 生物多様性地域戦略策定済み都道府県

（平成27年3月末現在）

自治体名	戦略名	策定年月
北海道	北海道生物多様性保全計画	平成22年7月
青森県	青森県生物多様性戦略 -いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもりを目指して-	平成26年3月
宮城県	宮城県生物多様性地域戦略	平成27年3月
山形県	山形県生物多様性戦略	平成26年3月
福島県	ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（※平成23年3月版の改定）	平成26年3月
茨城県	茨城の生物多様性戦略	平成26年10月
栃木県	生物多様性とちぎ戦略 -つなごう いのちの共生をいま「とちぎ」から-	平成22年9月
埼玉県	生物多様性保全県戦略	平成20年3月
千葉県	生物多様性ちば県戦略 -生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ-	平成20年3月
東京都	緑施策の新展開 -生物多様性の保全に向けた基本戦略-	平成24年5月
富山県	富山県生物多様性保全推進プラン	平成26年3月
石川県	石川県生物多様性戦略ビジョン -トキが羽ばたくいしかわを目指して-	平成23年3月
福井県	福井県環境基本計画（※記載の一部を生物多様性地域戦略に位置付け）	平成25年11月
長野県	生物多様性ながの県戦略 -未来へつなごう 生命（いのち）のにぎわい「人と自然が共生する信州」の実現-	平成24年2月
岐阜県	「岐阜県の生物多様性を考える」-生物多様性ぎふ戦略の構築-	平成23年7月
愛知県	あいち自然環境保全戦略 -生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して-	平成21年3月
	あいち生物多様性戦略2020 -愛知目標の達成に向けて-	平成25年3月
三重県	みえ生物多様性推進プラン	平成24年3月
滋賀県	生物多様性しが戦略 -自然本来の力を活かす「滋賀のいのちの守り」-（※平成19年3月版の改定）	平成27年3月
	滋賀県バイオトープネットワーク長期構想 -野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想-	平成21年2月
大阪府	大阪21世紀の新環境総合計画（※記載の一部を生物多様性地域戦略に位置付け）	平成23年3月
兵庫県	生物多様性ひょうご戦略（改訂版）（※平成21年3月版の改定）	平成26年3月
奈良県	生物多様性なら戦略 -豊かな自然環境を未来の子どもたちに-	平成25年3月
岡山県	自然との共生おかやま戦略 -保全と持続可能な利用のために-	平成25年3月
広島県	生物多様性広島戦略 -未来につなげ命の環!広島プラン-	平成25年3月
山口県	山口県環境基本計画第3次計画（※記載の一部を生物多様性やまぐち戦略に位置付け）	平成25年10月
徳島県	生物多様性とくしま戦略 -生物多様性という地域資源を活かしたコンパクトな循環型社会の実現を目指して-	平成25年10月
愛媛県	生物多様性えひめ戦略 -伝えていこう!生きものの恵みと愛媛の暮らし-	平成23年12月
高知県	生物多様性こうち戦略 -ふるさとのいのちをつなぐ こうちプラン-	平成26年3月
福岡県	福岡県生物多様性戦略 -生きものを支え生きものに支えられる幸せを共感できる社会を目指して-	平成25年3月
佐賀県	第2期佐賀県環境基本計画（※記載の一部を生物多様性地域戦略に位置付け）	平成23年10月
長崎県	長崎県生物多様性保全戦略2014-2020（※平成21年3月版の改定）	平成26年12月
熊本県	生物多様性くまもと戦略	平成23年2月
大分県	生物多様性おおいた県戦略	平成23年3月
宮崎県	「みやざき自然との共生プラン」-生物多様性みやざき戦略-	平成27年3月
鹿児島県	生物多様性鹿児島県戦略 -新たな自然と共生する社会の実現を目指して-	平成26年3月
沖縄県	生物多様性おきなわ戦略	平成25年3月

注：生物多様性基本法の施行以前に策定された計画又は生物多様性基本法の施行後であるが、生物多様性基本法第11条に基づく生物多様性国家戦略（平成22年3月閣議決定）の策定以前に策定された計画を含む。

資料：環境省

4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進

愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を受け、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及広報など様々な取組を行っています。

平成26年度は、生物多様性分野における民間参画を取り巻く動きを紹介するための資料として、事業者や事業者団体等による先駆的な取組事例のほか、ビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組をまとめた「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/trend/)を作成しました(写真2-2-2)。

また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行いました。

さらに、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」や「企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)」と連携・協力しました。「生物多様性民間参画パートナーシップ」には平成27年3月末現在、509の企業・団体が参加しています。

写真2-2-2 生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組



写真：環境省

5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実

(1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月1日～10月31日)等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、我が国で国立公園が初めて指定されてから80周年を迎えたことを記念し、該当する8つの国立公園(阿寒、大雪山、日光、中部山岳、瀬戸内海、雲仙天草、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾)において、記念式典等の行事を開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図ったほか、パークボランティアの養成や活動に対する支援を実施しました。

「スノーケリングでサンゴ礁体験」など子供達に国立公園等の優れた自然地域を知ってもらい、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。



平成26年5月に国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）が9年ぶりに改正され、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、8月11日が「山の日」とされ、平成28年から国民の祝日とされることとなりました。

山の恩恵としては様々な生態系サービスがあり、その恩恵は森・里・川・海のつながりを通じて、農山漁村だけでなく都市に生活する人々にまで広く行き渡っています。例えば、第1部の第3章第1節でも取り上げた森林による土砂崩れ防止の機能、同じく第3章第2節でも取り上げた水源涵養機能があります。保健・レクリエーション機能も重要な機能で、環境省では「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」、「全国・自然歩道を歩こう月間」などを実施し、国民の保健、休養及び教化を推進してきました。特に7月21日から8月20日までの間に行っている「自然に親しむ運動」については、「山の日」を通じて更に積極的に推進していく予定です。

今後、改正祝日法による「山の日」の祝日化に伴って、山に関する様々なイベントが開催され、山岳生態系への関心や自然とのふれあいの機会が増加することで、国民全体の山への関心が高まり、山岳地域の自然が有する生態系サービスや多面的機能などへの理解と保全、CO₂排出削減に向けたライフスタイルの見直し等の意識が醸成されることが期待されます。

(2) エコツーリズム

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。全体構想においては、三重県名張市と京都府南丹市の2地域を新たに認定し、合計6地域となりました。

また、人材・プログラムづくりとして、22地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムを推進するため、魅力あるプログラムの開発、ルール作り、ネットワークの構築等を支援するとともに、地域におけるエコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

さらに法施行から6年が経過し、エコツーリズム推進法では、「基本方針はおおむね5年ごとに見直しを行う」旨と「法律の施行の状況について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる」旨が定められていることから、基本方針の見直し及び法施行状況について検討を行いました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園などにおける取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、国立公園バリューアップ事業による自然資源を活用した観光の促進と地域の活性化の推進、集団施設地区等における景観再生、多くの利用者が訪れる地区及びフィールドにおける人と自然の共生を目指した整備、関係省庁共同でシカ等による影響を受けた自然生態系を維持回復させるための施設整備等を重点的に進めました。国定公園及び長距離自然歩道等については、35都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は約2万7,000kmに及んでおり、平成24年には約7,251万人が長距離自然歩道を利用しました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無に関わらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び

施設の整備等を行いました。また、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

(4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子供の豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、新たに全国で4地域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。平成25年度には、温泉掘削許可214件、増掘許可19件、動力装置許可185件、採取許可56件、濃度確認165件、浴用又は飲用許可1,695件が行われました。

温泉法の適正な施行を図るため、温泉の保護対策や温泉成分の分析方法等に関する調査・検討を実施しました。また、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」を改定し、都道府県に通知しました。

また、国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成27年3月末現在、91か所が指定されています。

6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進

平成22年10月に最終報告書が公表された「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」では、生態系や生物多様性の価値を様々な主体の意思決定に反映させていくためには、その価値を経済的に評価し「見える化」していくことが有効な手段の1つであるという考え方が示されました。こうした考え方を踏まえ、我が国でも愛知目標の達成や、世界銀行が進める「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する情報収集や政策研究を実施し、施策の検討を行いました。

平成26年度は、里地里山が維持されることに対する支払意思額を、アンケート調査に基づき推定し、1世帯あたり中央値で1,411円、平均値で2,657円という結果を得ました。これらの結果を基に、里地里山の生物多様性保全や生態系サービス（生息・生育地サービス、文化的サービス）の価値の評価額は、733億円又は1,380億円と算出されました。さらに、生態系や生物多様性の経済的価値評価を自然環境政策へ活用するための方策について検討を行いました。

また、平成24年度～平成26年度の3か年で行われた政策研究では、やんばる地域及び奄美地域におけるマングースを駆除することに対する1世帯当たりの支払意思額を、アンケート調査により推定しました。その結果、やんばる地域については中央値で451円/年、平均値で2,538円/年、奄美地域については中央値571円/年、平均値で2,539円/年という結果を得ました。これに全国の世帯数を掛けると、やんばる地域については約234億円/年又は約1,342億円/年、奄美地域については約297億円/年又は約1,319億円/年という評価額が算出されました。

7 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

このため、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報などについて環境省のウェブサイト等で情報提供しています。

また、木材・木材製品については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を図っています。

第3節 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する取組

1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。

このような里地里山の環境は、これまで農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきましたが、燃料改革や営農形態の変化などに伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が縮小してきており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、都市住民などのボランティア活動への参加を促進するため、環境省ウェブサイトなどにより活動場所や専門家の紹介などを行うとともに、地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例を情報発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

さらに、里地里山の保全活用の効果的な促進に向け、生物多様性保全の観点から、特に保全の必要性が高い地域の選定作業を行いました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開などの取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

里海に係る取組は、第4章第4節3（3）オを参照。

2 野生鳥獣の保護及び管理の推進

(1) 鳥獣の管理の強化

第1節4を参照。

(2) 科学的・計画的な保護及び管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約18万人（平成24年度）まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、狩猟免許の取得促進へ向けたフォーラムの開催、都道府県職員への研修事業、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施したほか、地域ぐるみでの捕獲を進めるモデル地域を設定し、先進地づくりを進めました。

クマ類の出没・目撃情報が各地で多数相次いだことから、関係省庁が連携して都道府県に対する情報提供や注意喚起等を実施しました。

都道府県における特定鳥獣保護管理計画作成や保護管理のより効果的な実施のため、平成24年度から開催している特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）の保護管理検討会を継続して開催するとともに、技術研修会を開催しました。ニホンジカ及びニホンザルについては、平成22年に作成した「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」のニホンジカ編及びニホンザル編について、その後の状況の変化等を踏まえた改訂に向けて検討しました。

関東地域、中部近畿地域におけるカワウ、白山・奥美濃地域のツキノワグマ、関東山地のニホンジカについて、広域協議会を開催し、関係者間の情報の共有等を行いました。また、カワウについては、新たに中国四国カワウ広域協議会が発足し広域指針策定に向けて検討するとともに、東北及び九州地区で関係県を対象とする連絡会等を開催しました。関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計画（中期・年次）に基づき、関係機関の連携のもと、各種対策を推進しました。

希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理手法を検討しました。

適切な狩猟が鳥獣の個体群管理に果たす効果等に鑑み、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、連絡会議等を通じて事故及び違法行為の防止へ向けた助言を行いました。特に、狩猟等における事故の防止のため、事故の再現ドラマ等による映像資料を制作・公表し、普及啓発に努めました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護対策として、生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための事業を実施しました。

悪化した鳥獣の生息環境や生息地の保護及び整備を図るため、ユルリ・モユルリ（北海道）、谷津（千葉県）、鳥島（東京都）、七ツ島（石川県）、浜甲子園（兵庫県）、大東諸島（沖縄県）の各国指定鳥獣保護区において保全事業を実施しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として東京都において第68回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、小中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

(3) 鳥獣被害対策

野生鳥獣の生態及び行動特性を踏まえた効果的な追い払い技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、捕獲獣肉利活用マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が成立し、平成20年2月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被

害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

また、平成25年12月に環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめたことを受け、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成のため、平成26年に鳥獣保護法の改正を行いました（第1節4参照）。

近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、効果的な追い払い手法の実証試験及び被害を受ける刺し網等の改良等を促進しました。

(4) 鳥インフルエンザ等感染症対策

平成16年以降、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況について環境省ウェブサイト等を通じた情報提供を行うなど、効果的かつ効果的に対策を実施しました。さらに、その他の野生鳥獣が関わる感染症について情報収集、発生時の対応の検討等を行いました。特に平成26年度は、国内の家きん及び野鳥において、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が確認されたことから、マニュアルに基づき、野鳥監視重点区域の指定、野鳥緊急調査チームの派遣等による野鳥の監視の強化を実施しました。

3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進

「農林水産省生物多様性戦略」（平成24年2月改定）に基づき、[1] 田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援等）、[2] 森林の保全（適切な間伐等）、[3] 里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

また、農林水産分野における生物多様性の経済評価や、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめました。

(1) 農業

農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施するとともに、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。また、地域の生態系を代表する種を「保全対象種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら「保全対象種」をはじめとする生物の生息・生育環境や移動経路に配慮した農業生産基盤の整備を推進しました。

また、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進しました。また、地域の創意と工夫をよりいかにした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土作りと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の普及推進を図るとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針の下で、栽培技術の体系化の取組等の支援、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、施設の整備

に関する支援を行いました。

(2) 森林・林業

第4節2を参照。

(3) 水産業

第4節5を参照。

4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進

(1) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全

環境省では、平成26年4月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定しました。本保全戦略に基づき、絶滅危惧種の保全に関する様々な施策を幅広く推進しています。

ア レッドリストとレッドデータブック





野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省ではレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（レッドリスト掲載種の生息・生育状況等を解説した資料）を刊行しています。

平成25年2月までに第4次レッドリストを公表しており、第4次レッドリスト掲載種の分布や生態、減少要因等を紹介したレッドデータブックを平成27年3月までに公表しました。

イ 希少野生動植物種の保存

平成25年に改正された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）が平成26年6月1日に全面施行され、罰則強化とともに、広告規制等が新しく追加されました。種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種として、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫類6種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類31種、陸産貝類14種、植物32種の130種を指定し、捕獲や譲渡等を規制するとともに、そのうち49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています（図2-3-1）。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

図2-3-1 主な保護増殖事業の概要

<p style="text-align: center;">トキ (ペリカン目 トキ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 野生絶滅 (EW)</p> <p>■生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖及び国内4か所で分散飼育 ○新潟県佐渡市において野生復帰を目指した放鳥の実施 ○放鳥個体のモニタリング調査 等 ○2012年に国内の自然界では1976年以来36年ぶりに8羽のヒナが誕生 		<p style="text-align: center;">アマミノクロウサギ (ウサギ目ウサギ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B類 (EN)</p> <p>■生育地 鹿児島県奄美大島及び徳之島</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成12年から実施しているマングース防除事業の効果により、奄美大島の生息状況は近年回復傾向 ○その他、生息状況モニタリング調査、交通事故防止対策、ノネコ対策等を実施 	
<p style="text-align: center;">イタセンパラ (コイ目コイ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 絶滅危惧 I A類 (CR)</p> <p>■生育地 濃尾平野、富山平野西北部、琵琶湖淀川水系の3か所のみ</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生息状況・生息環境調査、生息域外保全、違法捕獲対策等を実施 ○大阪府及び国土交通省淀川河川事務所が中心となり平成21年度から淀川への再導入を検討・試行中 <p>資料：環境省</p>		<p style="text-align: center;">ハナシノブ (ハナシノブ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 絶滅危惧 I A類 (CR)</p> <p>■生育地 九州 (熊本県、宮崎県等)</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本県の「山迫」^{やまざこ}、「北伯母様」^{きたおぼさま}を生育地保護区に指定 ○草刈り、花期の巡視、生育地保護区内の枝打ちを実施 	

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき688種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成27年3月末現在、8か所で設置しています。

トキについては、平成24年、25年に引き続き31羽が無事巣立ち、3年連続となる野生下での繁殖成功となりました。平成26年には24年に野生下で生まれたトキを親とする“孫世代”のヒナも誕生しました。平成15年に策定した環境再生ビジョンにおいて、「平成27年頃までに60羽のトキが佐渡島に定着する」ことを当面の目標としていましたが、平成26年6月時点でこれを達成しました。なお、放鳥についても引き続き実施し、平成27年1月現在で、野生下において138羽の生存を確認しています。

ツシマヤマネコについては、平成25年度に2010年代前半の推定生息数や分布状況等の生息状況をまとめた第4次特別調査の結果を公表しました。ツシマヤマネコの生息域の拡大が見られた一方で、推定生息数は約70頭～100頭となり、増加傾向は見られませんでした。また、平成24年度に対馬の下島における野生順化関連施設の拠点施設が完成し、平成25年度からは野生順化訓練ケージの整備を進め、平成26年度に完成しました。

絶滅のおそれのある^{もうきん}猛禽類については、平成25年12月にタカ科の鳥であるサシバの保護指針である「サシバの保護の進め方」を取りまとめました。さらに、^{もうきん}猛禽類の採餌環境の創出のための間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を実施しました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、生息状況調査や地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

ウ 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。平成26年5月には公益社団法人日本動物園水族館協会（以下「日動水」という。）と環境省の間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定」を締結し、絶滅危惧種の生息

域外保全等の取組について、一層の連携を図っています。この協定に基づき、現在、ツシマヤマネコ及びライチョウの生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、動物園間のネットワークを活用した1つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能になります。ツシマヤマネコについては、飼育下繁殖の技術確立の推進のため、日動水との協力の下、全国の飼育園館9施設等の関係者による技術向上や新たなペアリング計画の取組の検討を進めました。その結果、平成26年の繁殖期には、4年ぶりに飼育下繁殖に成功し、4頭の子ネコが育っています。ライチョウについては、現在、近縁亜種のスバルライチョウの飼育繁殖に日動水正会員の6施設で取り組んでおり、ライチョウの生息域外保全に向けた準備を進めています。また、ヒメバラモミのクローン苗を植栽し、遺伝資源林2か所を造成するとともに、適切な保全・管理を行っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。



コラム

“現代の箱船”としての動物園水族館の役割

現在、全国には89の動物園と64の水族館が存在します（日動水の加盟園館数）。動物園、水族館には世界中から集められた数多くの動物が展示されており、珍しい動物や美しい動物を見て楽しんだり、動物の生態などについて知る機会を提供しているだけでなく、様々な社会的な役割を担っています。日動水は、動物園及び水族館が果たすべき役割として「種の保存」、「教育・環境教育」、「調査・研究」、「レクリエーション」の4つの目的を掲げており、個々の動物園や水族館だけではできないことを協力して行っています。

日本動物園水族館協会の掲げる4つの目的

■「種の保存」

私たちは日本や世界で数が少なくなってしまった生物を絶滅させないようにし、人類共通の財産として次世代に伝えていく責任があります。動物園や水族館は、生息地の外でも生きていける場を与える“現代の箱船”の役割を果たしています。

■「教育・環境教育」

動物園、水族館では、生きている動物を実際に見ることができ、本や映像だけでは分からない体験をすることができます。実物を見ながら動物の生態について調べたり、説明を聞くことでより理解が深まります。

■「調査・研究」

動物園、水族館で飼育する動物は、できるだけ野生の個体を捕まえてくるのではなく、飼育している動物を繁殖させて増やしていくことが望ましいです。そのためには動物の生態をよく知り、繁殖のための技術を確立していく必要があります。

■「レクリエーション」

動物園や水族館は珍しい動物やきれいな動物を展示して、訪れる人たちに楽しい時間を提供しています。

資料：環境省

日動水の掲げる目的のように動物園、水族館は様々な役割を担っており、特に「種の保存」については、我が国の絶滅危惧種保全を進めていく上でも、生息域外保全の担い手として欠かせない存在となっています。このため、環境省では平成25年度からこうした動物園水族館等が持つ公的な機能をより一層推進していくための方策について検討を開始しています。

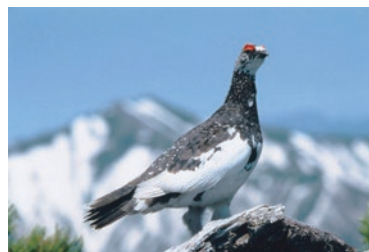
環境省と日本動物園水族館協会の連携により生息域外保全に取り組んでいる種

ツシマヤマネコ



写真：環境省

ライチョウ



(2) 外来種等への対応

ア 外来種対策

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生き物のことです。そのような外来種の中には、我が国の在来の生き物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生態系を脅かしている侵略的なものがあり、地域ごとに独自の生物相、生態系が形成されている我が国の生物多様性を保全する上で、重要な問題となっています。更には食害等による農林水産業への被害、^{こうしょう}咬傷等の人の生命や身体への被害に加え、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損等、様々な被害が及ぶ事例が見られます。このような外来種の脅威に対応するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある113種類の外来種を特定外来生物（平成27年3月現在）として指定し、輸入、飼養等を規制しています。

また、既に国内に侵入し生態系へ悪影響を及ぼしている外来種の防除、近年国内に侵入した外来種の緊急的な防除を行っています。例えば、奄美大島や沖縄島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林野におけるアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマ、オオクチバスやアルゼンチンアリについての防除手法等の検討を進めました。また、近年琵琶湖において急速に分布が拡大している水草のオオバナミズキンバイ、長崎県対馬に定着し、在来昆虫類等生態系への影響が懸念されているツマアカスズメバチ、湿地等の生態系を改変させるイネ科植物のヒガタアシ（スパルティナ・アルテルニフロラ）等の侵入初期段階の侵略的外来種の緊急防除等、具体的な対策を進めました。

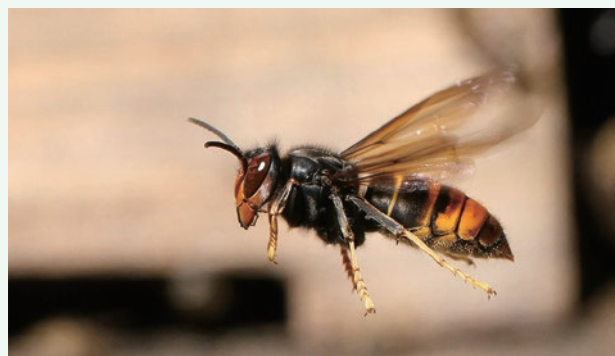
また、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）について、多くの人々が理解し、行動につながられるよう、外来種問題に関するパネルやウェブサイト（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました（写真2-3-1、写真2-3-2、写真2-3-3、写真2-3-4）。

写真2-3-1 奄美大島や沖縄島北部で対策が進められている
フイリマングース



写真：環境省

写真2-3-2 長崎県対馬で定着が確認された
ツマアカスズメバチ



写真：上野高敏

写真2-3-3 本州各地に定着している
アルゼンチンアリ



写真：環境省

写真2-3-4 滋賀県琵琶湖の水面を埋める
オオバナミズキンバイ



写真：環境省

また、平成25年6月に成立、公布された改正外来生物法が平成26年6月に施行されました。施行に併せて、関係する政省令を整備するとともに、改正により新たに規制することが可能となった外来生物が交雑することにより生じた生物として、アカゲザルとニホンザルが交雑することにより生じた生物等を特定外来生物に追加指定しました。さらに、平成24年に長崎県対馬で確認されたツマアカスズメバチについては、平成27年3月に特定外来生物に指定しました。

さらに、外来種全般に関する中期的な総合戦略である「外来種被害防止行動計画」及び、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高い外来種を選定した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」について、平成27年3月に関係省庁とともに公表しました。

イ 遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、平成27年3月末現在、308件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（<http://www.bch.biodic.go.jp/>）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な3つの輸入港周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

5 遺伝資源等の持続可能な利用の推進

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、生物資源が持つ有用性の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行などにより、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕^{ひん}しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、関係機関が連携して、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物などの国内外の遺伝資源の収集、保存などを行っており、植物遺伝資源22万点をはじめ、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行っています。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

さらに、国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得し利用を促進するために必要な情報の収集・提供や、相手国等との意見調整の支援等を行いました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源のうち、マウス、シロイヌナズナ等の29のリソースについて、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において、生物遺伝資源の戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」により、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制を強化し、受入れを行いました。

(2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との生物多様性条約の精神に則った国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行いました。

我が国の微生物などに関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）において、生物遺伝資源の収集、保存などを行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能などに関する情報）を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しました。

(3) 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)

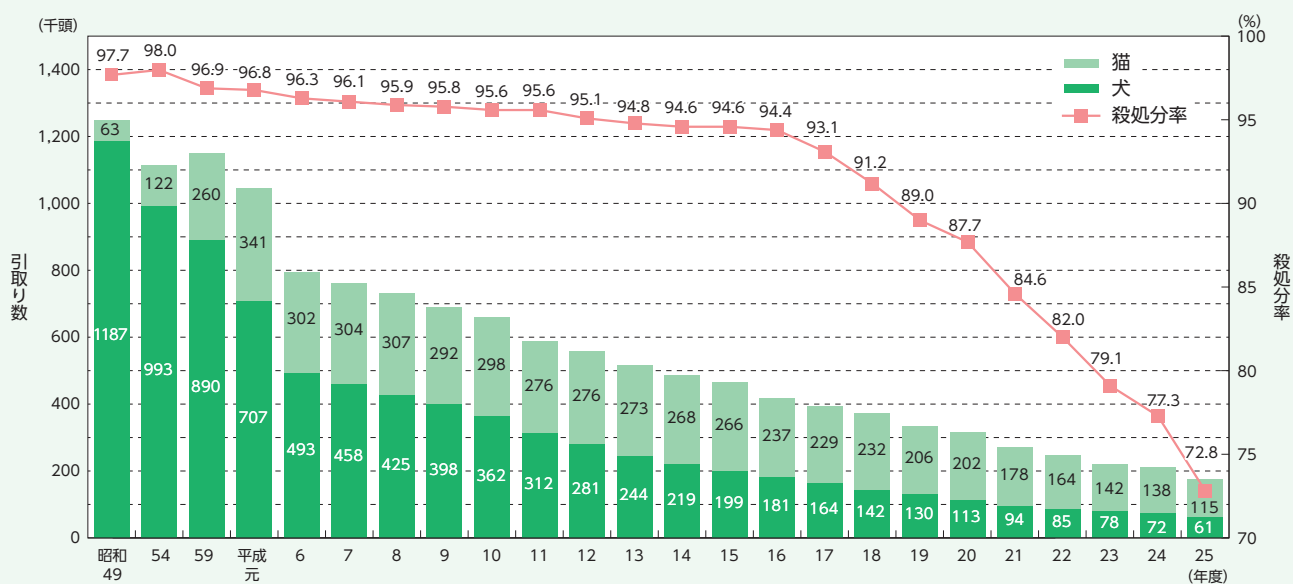
第5節1(2)を参照。

6 動物の愛護と適正な管理

動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）は、動物の所有者やペットショップ等の動物を取り扱う事業者に対する動物の適正な飼養や取扱いについて定めています。これまで、平成11年、17年、24年に改正されており、動物を取り扱う事業者に対する規制や罰則の強化等を図るとともに、普及啓発等を行い、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正を踏まえ、政省令の改正や各種基準、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が見直されました。基本指針においては、平成35年度までに都道府県等に引き取られる犬猫の数を、平成16年度に比べ75%減となるおおむね10万頭を目指すとともに、引き取られた犬猫の殺処分率の更なる減少を図ること等の見直しが行なわれました。これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、このうち、平成25年度に飼育放棄等によって都道府県等に引き取られた犬猫の数は平成16年度に比べ約58%減少し、返還・譲渡数は約65%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約13万頭（調査を始めた昭和49年度の約10分の1）まで減少しました（図2-3-2）。また、所有明示（個体識別）措置の推進に関して、マイクロチップの登録数は、年々増加しており、平成26年3月末現在累計約90万件ですが、犬猫等の飼養数全体の4%程度と推測されています。

図2-3-2 全国の犬猫の引取り数の推移



注：平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値
資料：環境省

都道府県等が引き取った収容動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。また、適正な譲渡及び効果的な飼い主教育に関する自治体の取組を推進することを目的に、自治体向けの適正譲渡講習会及び適正飼養講習会を実施し、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）について普及啓発を行いました。

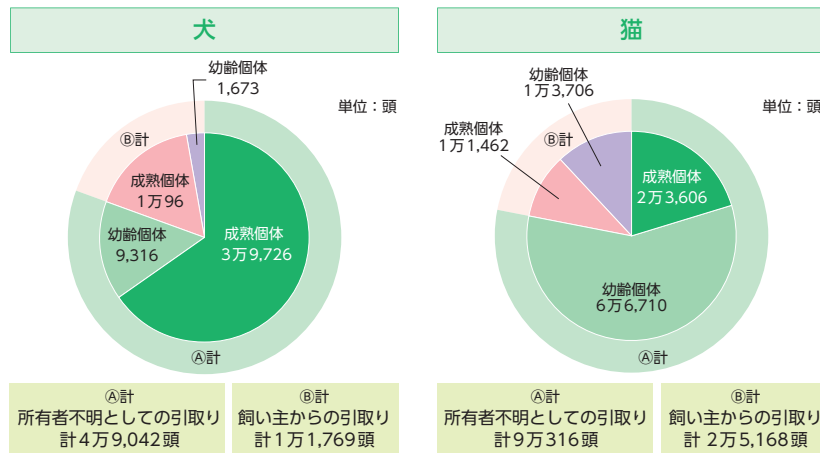
広く国民に動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を普及するため、関係行政機関、団体との協力の下、“宣誓！無責任飼い主0（ゼロ）宣言！！”をテーマとして、上野恩賜公園等で動物愛護週間中央行事を開催したほか、多くの関係自治体等において様々な行事が実施されました。



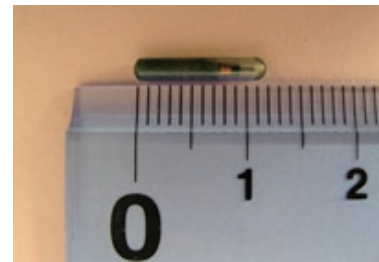
動物は、私たちの生活を様々な形で豊かにしてくれ、時には家族と同様、かけがえのない存在となります。しかし、無責任な飼い主に飼育放棄された犬猫、所有者がいない犬猫等、自治体の動物愛護センターや保健所には、たくさんの犬猫が持ち込まれ、その多くがやむを得ず殺処分されています。

このような犬猫の殺処分を減らしていくため、平成26年6月に「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」のアクションプランを発表し、「飼い主、国民の意識の向上」、「引取り数の削減」、「返還と適正譲渡の推進」を3つの柱として位置付けました。平成26年度は本プランに基づき、マイクロチップ等の所有明示の推進等、モデル事業を複数の自治体で開始しました (<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/>)。

引取り内訳



マイクロチップ



写真：公益社団法人日本獣医師会

資料：環境省

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進

(1) 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成することが重要です。国有林野においては、原始的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から「保護林」や「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を進めています。「緑の回廊」は、平成26年4月現在、24か所、約58万3,000haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施することにより、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しています。

(2) 重要地域の保全

ア 自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

平成27年2月17日には、唯一の海域の自然環境保全地域である崎山湾自然環境保全地域（沖縄県）の区域を拡張し、名称を崎山湾・網取湾自然環境保全地域と変更しました。同自然環境保全地域は、八重山列島西表島の西端に位置し、人為の影響が少ない、自然性の高い清澄な海域です。両湾では、清澄な海域を生息場所とするミドリイシ類をはじめとする多種のサンゴ群集が発達しています。網取湾の深みには西表島の固有種であるアミトリセンベイサンゴの大規模な群集も見られます。なお、自然環境保全地域の新規指定又は区域の拡張は、平成4年の白神山地の指定以来、約23年ぶりです。

崎山湾自然環境保全地域の区域の拡張により、平成27年3月現在の指定面積は、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（2万2,542ha）となりました。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じて、適正な保全管理に努めています。また、都道府県自然環境保全地域として544地域（7万7,408ha）が指定されています（表2-4-1）。

表2-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H27.3	5地域（5,631ha）
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域（2万2,542ha）
国立公園	箇所数、面積	H27.3	32公園（211万3,000ha）
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		59.1%（124万9,000ha）
	特別保護地区の割合、面積		13.2%（27万9,000ha）
	海域公園地区の地区数、面積		76地区（3万4,155.5ha）
国定公園	箇所数、指定面積	H27.3	56公園（135万1,000ha）
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.2%（119万1,000ha）
	特別保護地区の割合、面積		4.9%（6万6,000ha）
	海域公園地区の地区数、面積		34地区（8,391.1ha）
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H27.3	83か所（58万5,541ha）
	特別保護地区の箇所数、面積		68か所（15万4,607ha）
生息地等保護区	箇所数、指定面積	H27.3	9か所（885ha）
	管理地区の箇所数、面積		9か所（385ha）
保安林	面積（実面積）	H26.3	1,212万2,000ha
保護林	箇所数、面積	H26.4	853か所（約96万8,000ha）
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H27.4	165（12）
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		1,013（75）
	重要文化的景観		47件

資料：環境省、農林水産省、文部科学省

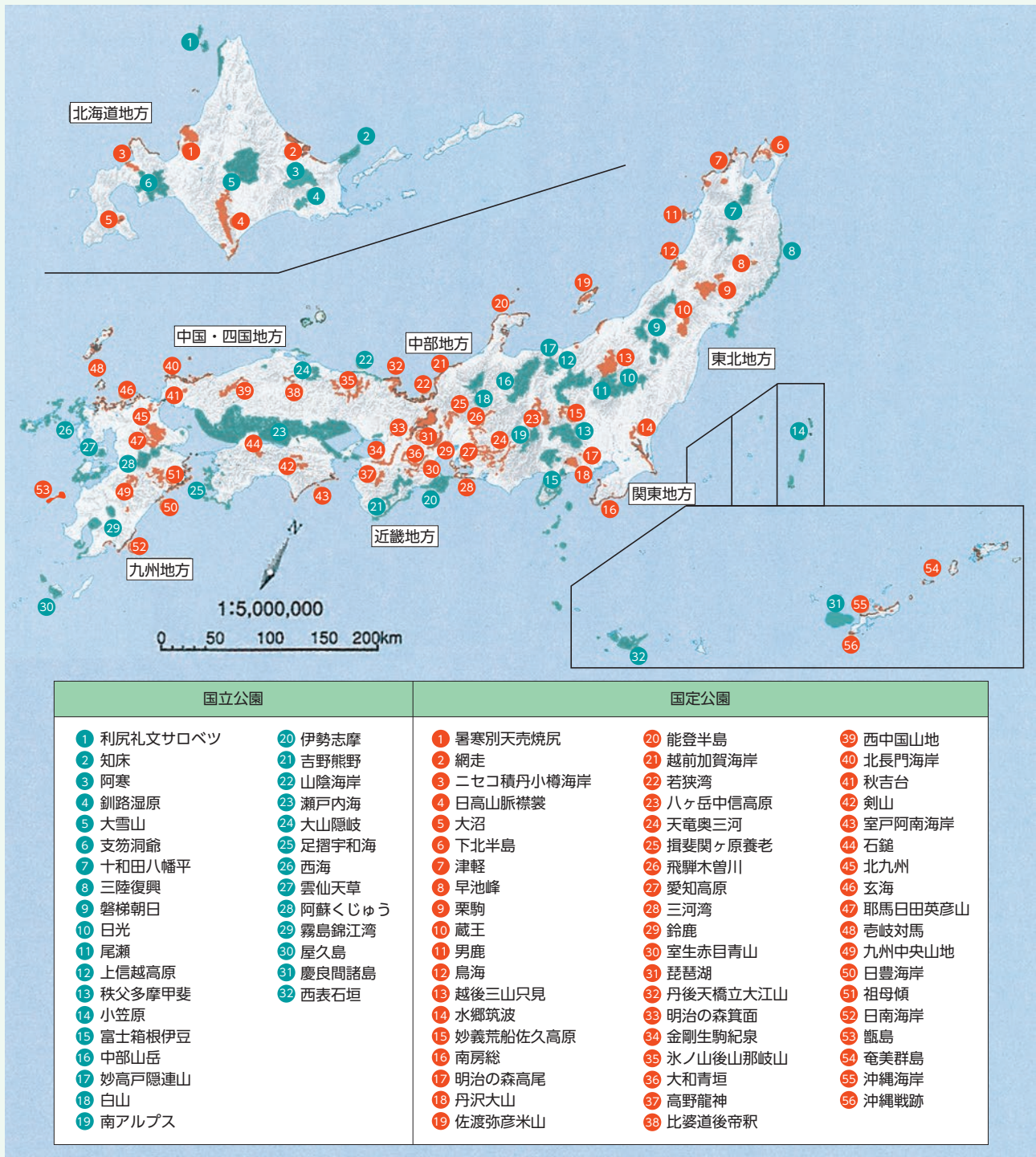
イ 自然公園

(ア) 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.4%を占めており（図2-4-1）、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

平成26年度は、三陸復興国立公園の拡張、上信越高原国立公園の再編成（妙高戸隠連山国立公園の指定）、^{こしきしま}甕島国立公園の指定並びに上信越高原国立公園（谷川地域、草津・万座・浅間地域）、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）、明治の森高尾国定公園及び鈴鹿国定公園の公園区域及び公園計画の見直しを実施しました。三陸復興国立公園については、南三陸金華山国定公園を編入し拡張しました。上信越高原国立公園については、火山性高原を景観の主構成要素とする上信越高原国立公園と、火山・非火山の密集した多様な山岳を景観の主構成要素とする妙高戸隠連山国立公園に再編成しました。甕島国立公園については、多様で優れた海域景観を有する地域として、県立自然公園から区域を大きく拡張し、海域景観の保全を強化しました。上信越高原国立公園（谷川地域）と明治の森高尾国定公園については、指定後初めてとなる全般的な見直し（再検討）を実施しました。

図 2-4-1 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

(イ) 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、7つの国立公園において8つの生態系維持回復事業計画を策定しており、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。平成27年3月には、鈴鹿国定公園において、国定公園で初めて生態系維持回復事業計画が策定されました。また、外来種による捕食等で固有種が減少するなど深刻な影響が出ており、本来の生態系の維持・回復を図るため早急に対策を講じる必要がある小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、重点的な防除事業及び生態系被害状況の調査を実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。さらに、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復元施設

や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園のうち自然環境保全上特に重要な地域を対象に、厳正な保全管理を図るため釧路湿原国立公園113haの民有地の買上げを行いました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

地域との協働による公園管理については、地域住民、NGO等の関係者の意見を反映させるため、常設の協議会を設置し、公園の保護・管理に係るビジョンや管理運営方針を定めることを明示した「国立公園管理運営計画作成要領」を平成26年7月に新たに策定しました。また、平成27年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

(ウ) 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成26年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の18国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成26年度は中部山岳国立公園等の山岳トイレの整備を支援しました。

ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています。平成26年度は^{ひぬま}潤沼、^{しゅうしのうち}舟志ノ内を新規指定し、平成27年3月末現在、全国の国指定鳥獣保護区は83か所、58万5,541ha、同特別保護地区は68か所、15万4,607ha、同特別保護指定区域は2か所、1,159haとなっています。

エ 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成27年3月末現在、全国の生息地等保護区は9か所、885ha、このうち管理地区は9か所、385haとなっています。

オ 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、平成27年4月1日現在、名勝（自然的なもの）は165件（うち特別名勝12件）、天然記念物は1,013件（うち特別天然記念物75件）を指定しています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など26件について再生事業を実施しました。

カ 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については、自然環境の保全を第一とした管理経

営を行いました。特に、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等について、「保護林」の設定等を推進しました。平成26年4月現在で853か所、約96万8,000haの「保護林」が設定され、モニタリング調査等による適切な保全・管理を推進しました。

キ 特別緑地保全地区など

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。平成25年3月現在、全国の特別緑地保全地区等は493地区、6,186haとなっています。

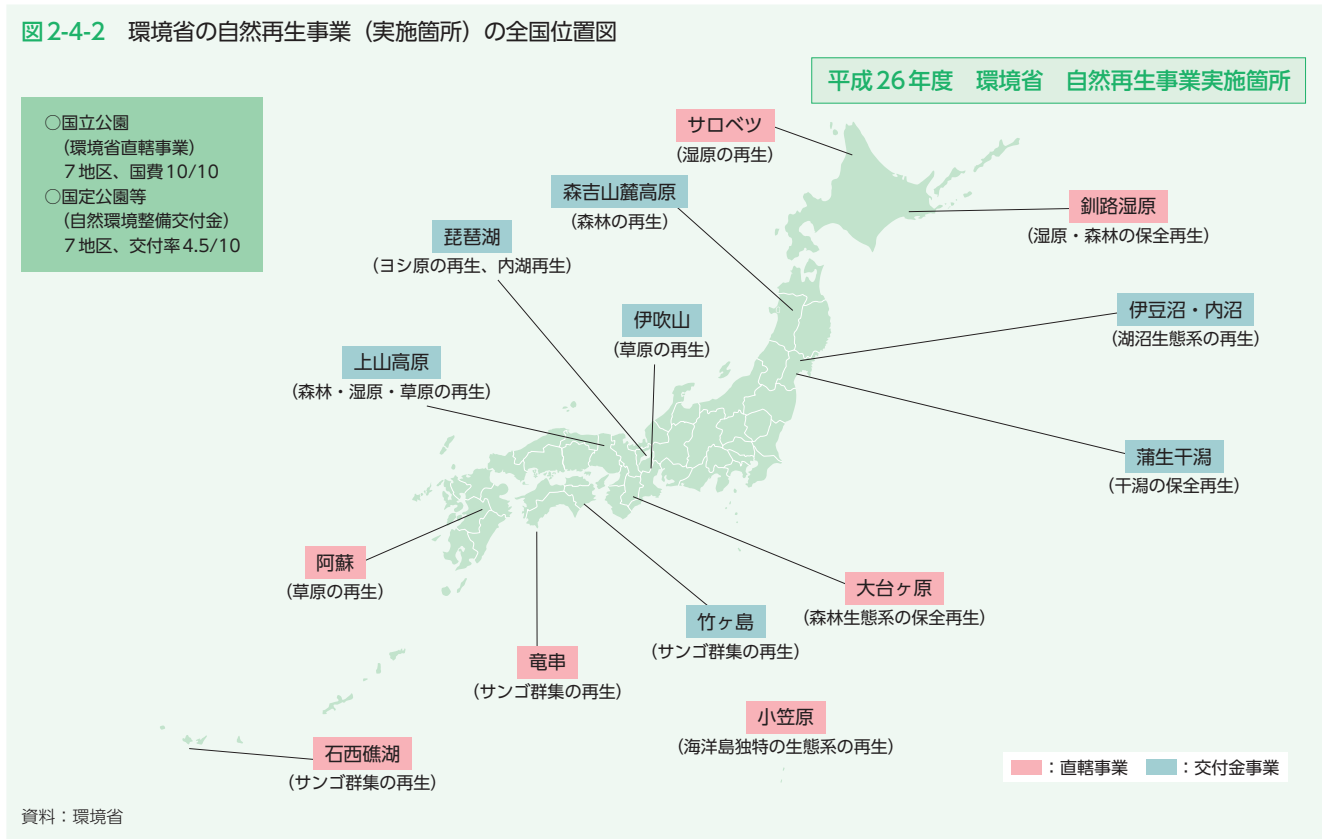
ク 景観の保全

景観の保全に関しては、自然公園法によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、平成26年9月末現在、449団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、平成27年4月1日現在、人と自然との関わりの中で作り出されてきた重要文化的景観を47地域選定しています。

(3) 自然再生の推進

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、平成27年3月末現在、全国で25か所となっています。このうち24か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち21か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

平成26年度は、国立公園における直轄事業7地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業7地区の計14地区で自然再生事業を実施しました（図2-4-2）。



これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。このほか、国立公園など生物多様性の保全上重要な地域と密接に関連する地域において都道府県が実施する生態系の保全・回復のための事業を支援するため、平成25年度に生物多様性保全回復施設整備交付金を創設しました。同事業により、熊本県が荒瀬ダムの撤去に併せて実施する球磨川の生態系を回復する事業等を支援しました（写真2-4-1）。

写真2-4-1 荒瀬ダム



写真：熊本県

2 森林の整備・保全

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や水土保持機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策等を推進しました。また、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生に向けて、平成24年2月に策定した「今後における海岸防災林の再生について」等に基づき、復旧・再生に取り組みました。

森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、森林での様々な体験活動を通じて、森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源のモニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

COP10の日本開催等を契機として、「生物多様性国家戦略2010」や平成21年7月に取りまとめられた「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、我が国における森林の生物多様性保全に関わる取組を国内外に発信しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目し、人工林の間伐や長伐期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣との共存に向けた生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

3 都市の緑地の保全・再生など

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、平成23年10月、市町村が緑の基本計画を策定する際の参考資料として、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、地方公共団体における都市の生物多様性の確保の取組の促進を図りました。

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42

年法律第103号)に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」(4月～6月)、「都市緑化月間」(10月)を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

(2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施しました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園(皇居外苑、京都御苑、新宿御苑)及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

4 河川・湿地などの保全・再生

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース(<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>)として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本指針」により、多自然川づくりは全ての川づくりの基本として、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に取り組んでいるところであり、平成22年8月に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」により、治水対策を効率的・効果的に推進するとともに、良好な河川環境の形成に努めているところです。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じる必要があります。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約(以下「ラムサール条約」という。)に関しては、国内では46か所のラムサール条約湿地が登録されています。また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500か所の湿地を「日本の重要湿地500」として平成13年度に選定しています。これらの湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めると

ともに、選定から10年以上を経た環境の変化を踏まえ、重要湿地の見直しのための作業を行いました。

さらに、過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、湿地等の保全・再生に取り組んでいます。

(3) 土砂災害対策における自然環境の保全・創出

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めているところです。

5 沿岸・海洋域の保全・再生

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づいて、抽出した「生物多様性の保全上重要度の高い海域」を基に、既存の海洋保護区との重複及びギャップの分析を行うなど、海洋生物多様性の保全に向けた検討を進めました。

景観や生物多様性保全上重要な海域については、自然公園法に基づく海域公園地区に指定するなど海域の保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した流況調査、水産資源に関する調査等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づく保全の取組を推進するとともに、行動計画の進捗状況を点検し、改訂に向けた検討を始めました。

(2) 水産資源の保護管理

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、[1] 保護水面の管理等、[2] 「資源回復計画」の作成・実施、[3] 外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、[4] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、[5] ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、[6] 希少水生生物に関する現地調査及び保護手法の検討、[7] サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、[8] 混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施するとともに、独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行うとともに、平成

26年には、「生物共生型港湾構造物の整備・維持管理に関するガイドライン」を取りまとめ、公表しました。また、海洋環境整備船による漂流ゴミ・油の回収を行うとともに、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を作成し、あわせて、放置艇の解消を旨とした船舶等の放置等禁止区域の指定と係留・保管施設の整備を行いました。さらには、海辺の自然環境をいかした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を25地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みました。

(5) 海洋汚染への対策

第4章第7節を参照。

第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献

(1) 生物多様性条約

COP12において、戦略計画及び愛知目標の中間評価、資源動員戦略、生物多様性と持続可能な開発など広範な分野について議論されました。

生物多様性分野に回る資源（資金、人材、技術）の拡大を目指す「資源動員戦略」については、COP9以来の課題でしたが、COP11で合意した暫定目標を下に、今回の会議で目標の合意に至ることができました。具体的には、途上国向けの生物多様性関連の国際資金フローを世界全体で2006年～2010年（平成18年～平成22年）の年間資金の平均から2015年（平成27年）までに倍増させ、その水準を2020年（平成32年）まで維持することを決定するとともに、資源のギャップを埋めるために国内においても資源動員すること等が決定しました。

我が国は、今次会合に向けた各議題別の専門家会合、地域会合の開催についても幅広い支援を行うとともに、「生物多様性、気候変動及び災害リスク削減」の決議案を提案するなど、各主要議題の議論に積極的に参加するとともに、資源動員の目標設定などの、合意に向けて大きく貢献しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置しています。本基金を活用し、生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するワークショップ開催などが進められています。

(2) 名古屋議定書

COP10において採択された「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Access and Benefit-Sharing）に関する名古屋議定書」の早期締結及び国内措置の実施については、「生物多様性国家戦略2012-2020」の目標として掲げているところですが、国内措置の具体化を始めとして

様々な課題があることから、関係者及び関係省庁で名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討を進めています。また、2014年（平成26年）10月には名古屋議定書が発効し、名古屋議定書第1回締約国会合（COP-MOP1）（韓国・ピョンチャン）が開催され、我が国はオブザーバーとして参加し、国際的な情報収集に努めました。

平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金が設置されました。我が国は、COP10時に本基金の構想について支援を表明しており、平成23年4月に10億円を拠出しました。平成26年3月現在、パナマ、コロンビア、フィジー、ガボン、コスタリカ、ブータン、中央アフリカ地域等の各国や地域等を対象とした8件のプロジェクトが承認され、世界50か国において国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

(3) カルタヘナ議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と検討を進めました。

2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進

(1) SATOYAMA イニシアティブ

自然共生型社会の実現に向けて、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進するための取組であるSATOYAMA イニシアティブを推進することがCOP10で採択されました。また、同イニシアティブを国際的に推進していくため、多様な主体が参画する「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（以下「IPSI」という。）」がCOP10期間中に51団体の参加を得て発足しました。

IPSIを通じてSATOYAMA イニシアティブを普及するため、2014年（平成26年）10月に韓国・ピョンチャンにおいて「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第五回定例会合」を韓国政府との共催により開催しました。第五回定例会合では、「持続可能な開発の実現にむけた生産ランドスケープ・シースケープでの活動の促進」をテーマに、IPSIの総会と公開フォーラムを行いました。なお、IPSIの会員は2014年（平成26年）10月現在、16か国の政府機関を含む164団体となりました。

また、SATOYAMA イニシアティブの理念を国内において推進するための組織「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が48地方自治体を含む101団体の参画を得て、平成25年9月に発足しました。SATOYAMA イニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたリーフレットの作成や「エコプロダクツ2014」などの各種イベントへの参加、会員相互の交流・連携に向けたセミナーを開催しました。なお、本ネットワークの会員は平成26年12月現在、51地方自治体を含む104団体となりました。

(2) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種については、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

(3) 保護地域に係る国際的な取組

2014年（平成26年）11月にオーストラリアのシドニーにおいて、約10年に一度開催される国立公園等の保護地域に関する国際的な会議である世界国立公園会議（第6回）が、IUCN等の主催により開催され、世界各国から6,000人以上が参加しました。我が国も、議題の1つである「保護地域が防災・減災に果たす

役割」に関する討議を主催するなど、我が国の経験や取組を発信しました。また、同会議の中で、2013年（平成25年）11月に仙台市で開催した第1回アジア国立公園会議において我が国が主導的に提唱した「アジア保護地域パートナーシップ」の設立イベントを行い、正式に発足しました。

3 生物多様性に関わる国際協力の推進

(1) ラムサール条約

国内に46か所あるラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）における普及啓発活動等を、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議をはじめとする関係者とともに進めました。また、平成26年11月3日から11月7日までカンボジアにて開催されたアジア湿地シンポジウムとラムサール条約アジア地域会合の共同開催を支援しました。ミャンマーにおける湿地の保全及び賢明な利用の推進のため、現地関係者を対象に、モインジー湿地の経済的価値評価のためのワークショップを開催しました。

(2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全を目的とする国際的連携・協力のための枠組み「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（以下「EAAFP」という。）」の第8回パートナー会議を平成27年1月16日から1月21日まで北海道・釧路市で開催しました。また、関係自治体からの発意により、同パートナーシップの下に設置されている渡り性水鳥重要生息地ネットワークに「伊豆沼・内沼」及び「野付半島・野付湾」が新たに参加し、ネットワーク国内参加地は計32か所になりました。国内での活動として、ネットワーク国内参加地のうち、シギ・チドリ類の生息地を対象として、関係自治体間の交流促進事業を行いました。



コラム

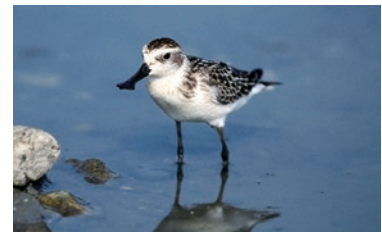
EAAFPの第8回パートナー会議の結果について

EAAFPは、我が国及びオーストラリア政府の主導により、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全を目的として、2006年（平成18年）に発足した国際的な枠組みです。平成27年1月16日から1月21日にかけて北海道釧路市で我が国において初めて開催されたEAAFPの第8回パートナー会議（以下「MOP8」という。）の開会式では、高橋環境大臣政務官や蝦名釧路市長が会議参加者に対して歓迎の意を表しました。EAAFPには、現在、17か国の政府を含む34主体（パートナー）が参画していますが、このうちMOP8には、16か国の政府、2つの国際機関、8つのNGOの計26主体、104名が参加しました。また、計50名もの地元の方々が会議運営や会場内での展示等に協力してくださり、海外参加者に日本のおもてなしの心を感じてもらいながら、円滑に議論を進めることができました。

会議では、渡り性水鳥保全の取組の進捗状況や課題、今後の活動について、多様な主体が肩を並べて活発に議論し、次のような成果が得られました。

我が国を含む各主体は、これらの成果に基づいて取組を一層進めていくこととしています。[1] MOP8における初めての取組として、EAAFP事務局、各国政府等の各主体、EAAFPの下に設置されて

ヘラシギ



写真：三木敏史

会議参加者



写真：EAAFP/Eugene Cheah

いる作業部会等の各グループが今後2年間で行うべき具体的な保全活動を記したEAAFP全体の作業計画が取りまとめられました。[2] 様々な保全の努力にも関わらず、約400羽にまで減少し正に絶滅の危機にあるヘラシギを筆頭に、渡り性水鳥の個体数が減少し続けていることを踏まえて、その主な要因と考えられる黄海沿岸域等における潮間帯の生息地の急速な減少に対処するため、各主体が協調して一層の保全の取組を行っていく旨の声明が採択されました。[3] 財政委員会や、ホウロクシギの保全に関する特別委員会等の5つのグループが新たに設置されました。[4] 各地での鳥インフルエンザの発生を受けて、各国における野鳥の感染状況について即座に、かつ、緊密に情報共有していくことを改めて確認しました。

(3) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、露国、豪州、中国及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、アホウドリ及びズグロカモメに関する共同調査等を引き続き実施するとともに、2014年（平成26年）11月に中国・徳清県において、豪州、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護協定等会議を開催しました。会議では、渡り鳥の保全施策等に関する意見・情報交換を行い、渡り鳥保全のための協力を一層推進することを確認しました（写真2-5-1、写真2-5-2）。

写真2-5-1 アホウドリ



写真：山階鳥類研究所

写真2-5-2 ズグロカモメ



写真：山階鳥類研究所

(4) 国際的なサンゴ礁保全の取組

COP12において、サンゴ礁のレジリエンス向上に関するワークショップを開催しました。また、2014年（平成26年）11月に、恩納村（沖縄県）で第29回国際サンゴ礁イニシアティブ（以下「ICRI」という。）総会及び第10回ICRI東アジア地域会合を開催し、「陸域と海域のつながりを重視した地域コミュニティが主体となったサンゴ礁保全及び管理に向けた統合的アプローチの推進に係る決議」の採択や東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換を行いました。

2014年（平成26年）6月29日～6月30日に、「持続可能な島嶼社会の発展に関する専門家会議」（主催：環境省、沖縄県）を沖縄県で開催し、日本、パラオ共和国及びタイの専門家らと交え、サンゴ礁保全に向けた連携の在り方について横断的に議論しました。

(5) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2000年（平成12年）から2010年（平成22年）にかけて、年平均1,300万haの割合で減少しました（増加分を差し引いて年520万haの純減）。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域で森林の減少が続いています（図2-5-1）。このような森林減少・劣化は、地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与えています。

森林減少の原因として、プランテーション開発等農地への転用、非伝統的な焼畑農業の増加、燃料用木材

の過剰採取、森林火災等が挙げられます。また、違法伐採など不適切な森林伐採が森林を劣化させ、森林減少の原因を誘発していることも大きな問題となっています。

このような森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を実現する必要があり、国際的にも議論が行われています。我が国は、これらの議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

2015年（平成27年）5月の第11回国連森林フォーラム（UNFF11。以下、国連森林フォーラムを「UNFF」という。）において、2015年（平成27年）以降の森林に関する国際的な枠組みを決定するため、2015年（平成27年）1月のUNFFのアドホック専門家会合では、枠組みやその実施手段について加盟国によって検討が行われました。

2014年（平成26年）11月に横浜市で開催された第50回国際熱帯木材（以下「ITTO」という。）理事会では、持続可能な森林経営と熱帯木材の適正な貿易の推進に向け、運営や予算に加え、新たな事務局長の選出に向けた議論が行われました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の1つとなっている違法伐採について、我が国では、平成18年4月から、この対策として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）により、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を実施するとともに、地方公共団体や民間事業者等に対する普及等を行っています。

さらに、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な温室効果ガス排出量は世界全体の排出量の約1割を占めるとされており、途上国における森林減少・劣化からの排出の削減に加え、森林保全も含めて排出削減を実現するREDD+という考え方が提唱されています。2014年（平成26年）12月にリマ（ペルー）で開催された国連気候変動枠組条約第20回締約国会議では、REDD+の活動を実施した途上国が資金の支払を受けるために提出する情報を掲載するウェブサイト「リマREDD+情報ハブ」が開設されることになりました。

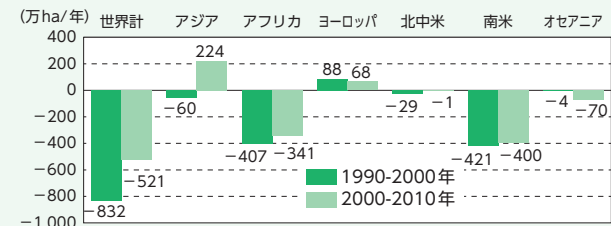
上記の取組のほか、ITTO、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関への拠出、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等を通じた協力、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等を通じた民間団体の植林活動等への支援等を行いました。

4 世界的に重要な地域の保全管理の推進

(1) 世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。特に小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保全管理に取り組んでおり、平成25年3月に兄島で新たに確認された侵略的外来種グリーンアノールについて、関係省庁、地方公共団体及び地元関係者の協働により重点的に防除対策を継続しました。知床については、平成24年6～7月に行われた第36回世界遺産委員会における決議に基づき、平成27年1月に保全状況報告を提出しました。また、2013年（平成25年）6月に世界遺産一覧表に記載された文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」については、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携し、引き続き保全管理の取組を進めるとともに、世界遺

図2-5-1 世界の森林面積変化（地域別）



資料：FAO「世界森林資源評価2010」

産委員会の勧告・要請事項への対応に取り組みました。

世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球については、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、推薦に向けた検討を行いました。

(2) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域（Biosphere Reserves (BR))」は、ユネスコの「人間と生物圏（Man and the Biosphere、以下「MAB」という。）計画」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、生態系の保全と持続可能な地域資源の利活用の調和を目的としています。なお、「ユネスコエコパーク^{*}」は、我が国での通称です。2014年（平成26年）6月にスウェーデンで開催された第26回人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会において、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県及び静岡県）の新規登録が決定されました。これにより国内の生物圏保存地域は、既に登録されている「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峯山」、「綾」及び「屋久島」と合わせて7件となりました。なお、同理事会では「志賀高原」（群馬県及び長野県）の拡張登録も決定しています。

現在、生物圏保存地域に登録されている地域においては、豊かな自然環境を保全するとともに、それぞれの自然や文化の特徴をいかした地域づくりが積極的に進められているところです。

※：日本ユネスコ国内委員会第22回MAB計画分科会にて、生物圏保存地域の国内呼称を「ユネスコエコパーク」とするとともに、国内での普及を図ることを決定（平成22年1月25日）。

(3) 世界ジオパーク

2014年（平成26年）9月に阿蘇が新たに世界ジオパークに認定され、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、隠岐、室戸、島原半島とともに、合計7地域となりました。阿蘇の世界ジオパーク認定を機に、ジオパークと国立公園が連携した記念式典、シンポジウムの開催、国立公園内のジオサイトにおける阿蘇の草原保全・再生・学習等の拠点施設「阿蘇草原保全活動センター」の整備等を行いました。さらに、島原半島ジオパークや今後世界ジオパークを目指す地域においても、国立公園における地形・地質等の保全を推進するとともに、ジオサイトとなる地形・地質等の資源調査、エコツアーのプログラムづくり、ガイドの育成等を支援しました。

(4) 砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、世界の3分の1以上の人々がそこに居住しています。一方で、世界で1,900万km²の乾燥地が土地劣化し、15億人が砂漠化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、気候的要因のほか、過放牧、過耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

1996年（平成8年）に発効した砂漠化対処条約では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組むこととされています。我が国も締約国会議に参画・貢献するとともに関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国として条約活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、JICA等を通じプロジェクト等を実施しました。

(5) 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進のため

南極条約（1961年（昭和36年）発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（1998年（平成10年）発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、2014年（平成26年）4月から5月にブラジルで開催された第37回南極条約協議国会議に参加し、南極特別保護地区等の管理計画や、非在来種の移入防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。さらに、第56次南極地域観測隊に職員を同行させ、同隊の各種活動が法令にのっとり適切に行われているかを確認しました。

第6節 科学的基盤を強化し、政策に結びつける取組

1 基礎的データの整備

(1) 自然環境調査とモニタリング

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

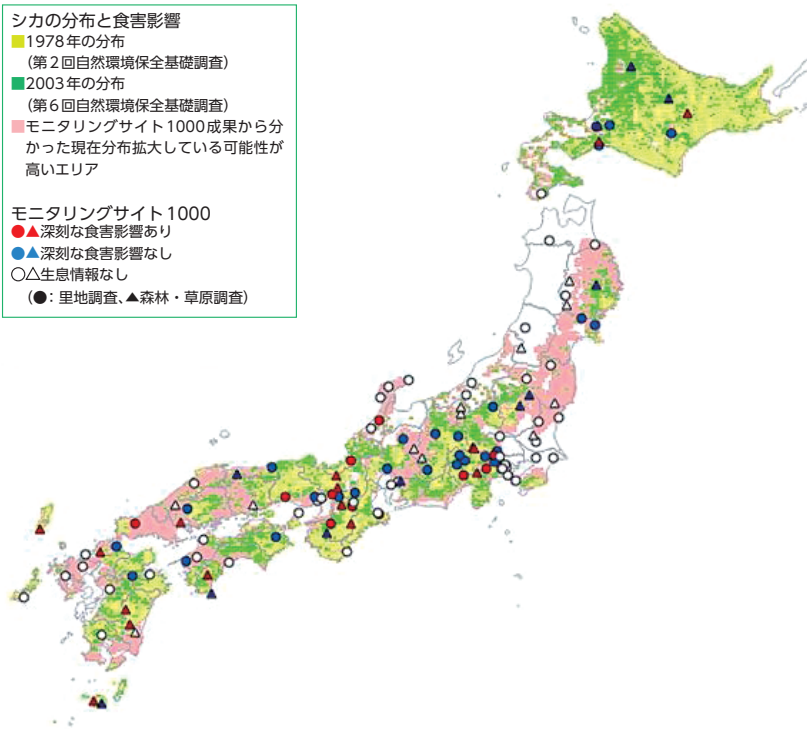
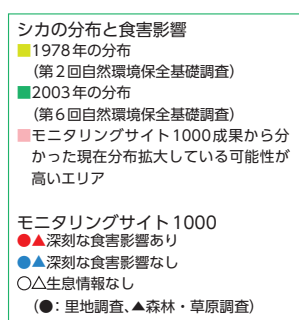
自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5,000分の1植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成26年度までに、全国の約72%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

「モニタリングサイト1000」では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁）、小島しょの各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しています。5年に1度に行うこととしている生態系毎の取りまとめと愛知目標の進捗状況評価や各種保全施策に効果的に活用するための解析作業を行い、その結果を公開しました。

また、インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集共有化し、提供するシステム「いきものログ」の運用を開始しました（<http://ikilog.biodic.go.jp/>）。「いきものログ」により、全国の質の高い多くの生物多様性データを収集、提供しました。

モニタリングサイト1000は開始から10年が経過しており、10年間の生態系毎のこれまでの成果の取りまとめ報告書を作成、公表しました。里地調査と森林・草原調査の取りまとめ結果からはニホンジカの分布拡大、高山帯調査からは地球温暖化の影響を示唆するハイマツの生長量の増大、砂浜調査では全国的なウミガメの増加等が明らかになりました。今後、愛知目標の進捗状況評価や復興事業など様々な分野での活用が期待されます。渡り鳥のデータを用いてラムサール条約湿地の登録基準を満たしたサイトを明らかにする等、行政施策への活用のための取りまとめも行っており、これらの成果を基にした施策推進も期待されます。さらに、東日本大震災による影響を受けた沿岸地域では、突発的な災害である震災の前後の変化を把握するための貴重なデータとして活用できました（例：干潟調査からは津波被害を受けた松川浦サイトで底生動物の種数の大きな減少とその後の回復が確認されました）。

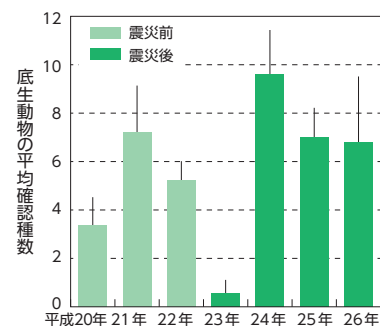
モニタリングサイト1000から分かったシカの分布拡大



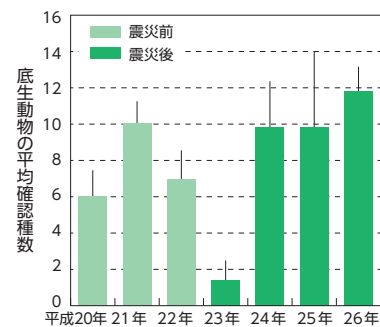
資料：環境省

干潟調査松川浦サイトにおける津波による底生動物種数の変動

Aエリア (鵜の尾) 潮間帯上部



Bエリア (磯部) 潮間帯上部



資料：環境省

これらの報告書や各種調査結果はモニタリングサイト1000のウェブサイト (<http://www.biodic.go.jp/moni1000/>) でダウンロードできます。

(2) 地球規模のデータ整備や研究など

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON)」のワークショップを平成26年10月に韓国で開催しました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)」を推進するために分類学能力構築の研修等を26年11月にインドネシアで、又27年1月にはタイで実施しました。

研究開発の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「日本の生物多様性ホットスポットの構造に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約429万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました (<http://www.kahaku.go.jp/research/>)。また、地球規模生物多様性情報機構（以下「GBIF」という。）の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード（データ提供拠点）である国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を同機構に提供しました。

2 生物多様性の総合評価

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価（JBO）に引き続き、平成24年度までに国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行い、平成25年6月からウェブサイト (<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/map/>) で成果を公表するとともに、GISデータ等を提供しています。また、平成26年度は生物多様性総合評価の見直しに向けて必要な情報を整理しました。

3 科学と政策の結び付きの強化

生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策の連携の強化を目的として設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（以下「IPBES」という。）」の第3回総会が、2015年（平成27年）1月にドイツ・ボンにて開催されました。第3回総会では、2014年（平成26年）から5か年の作業計画の履行状況の確認及び作業計画の見直しが行われたほか、2015年（平成27年）修正予算やIPBES運用規則が承認されました。我が国はIPBESの国際的な議論に積極的に参画するとともに、IPBES作業計画に我が国の知見を効果的にインプットし作業計画に貢献するため、IPBESに関わる国内専門家及び関係省庁間における国内連絡会を平成26年7月及び12月に開催しました。

第7節 東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組

1 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興

(1) 三陸復興国立公園に関する取組

平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国定公園を新たに編入しました。みちのく潮風トレイルについては、25年11月に開通した青森県八戸市蕪島から岩手県久慈市小袖の区間（約100km）で踏破証明書の発行による利用促進を図ったほか、26年10月には福島県新地町・相馬市の区間（約50km）を新たに開通しました。また、岩手・宮城・福島県内の5つの地域を対象とした復興エコツーリズム推進モデル事業、地震・津波による自然環境への影響の把握と「重要自然マップ」として地図化する（第1部第2章コラムP.44を参照）などの情報発信といったグリーン復興プロジェクトを推進しました。

(2) 公園施設の整備

三陸復興国立公園の主要な利用拠点において、防災機能を強化しつつ、被災した公園利用施設の再整備を推進しました。岩手県宮古市では、中の浜の野営場跡地を、震災遺構の保存・展示のための「震災メモリアルパーク中の浜」として再整備を行い、平成26年5月に利用を再開しました（写真2-7-1）。青森県八戸市では、種差海岸に利用拠点となるインフォメーションセンターを整備し、平成26年7月に開館しました。

写真2-7-1 「震災メモリアルパーク中の浜」開園式典の様子



写真：環境省

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

(1) 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響や、人間活動の減少による二次的な影響を把握するため、関係する研究機関とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取及び分析、定点カメラの設置等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者、海外の研究者とも意見交換を行いながら、今後のモニタリング方法の検討などを行いました。

(2) 野生鳥獣への影響と鳥獣被害対策

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域や居住制限区域は、原則立ち入り禁止となりました。これらの区域内では、農業生産活動などの人為活動が停滞していること、また、狩猟者の他市町村への避難などにより、狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが難しい状況となっています。このため、イノシシなどの野生鳥獣の人里への出没が増加し、農地を掘り返したり、家屋に侵入したりする被害が出ている状況です。これらの鳥獣をそのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがあります。

そのため政府では、平成25年度旧警戒区域内の帰還困難区域と居住制限区域において、イノシシなどの生息状況調査と捕獲を開始し、4町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）で計204頭のイノシシ等を捕獲しました。26年度は上記に加え半径20キロ圏外の帰還困難区域も事業対象区域とし、5町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシなどの生息状況調査と捕獲を行い、計381頭を捕獲しました。

(3) 東日本大震災にかかる被災ペット対応

震災発生以降、各自治体や緊急災害時動物救援本部（公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本獣医師会等で構成）等と連携して被災ペットの救護を支援してきました。

特に、福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、住民の緊急避難の際に旧警戒区域内に多くのペットが取り残されたため、福島県及び福島県動物救護本部等と協力し、被災ペットの保護活動等を実施しました。平成26年度はこれまで保護したペットを福島県内の動物収容施設等で飼養管理を行いながら、元の飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を行っていました。これまで保護したペットのうち犬437頭、猫459頭を返還・譲渡しました（平成26年9月30日現在）。残りを福島県動物救護本部に引き継いだため、平成24年7月に環境省が設置した三春の臨時シェルターについては、その役割を果たしたことから、平成26年9月30日をもって閉鎖しました。